

# 6 建設水道委員会関係

土木部  
まちづくり部  
総合事務所  
上手下水道局

# 道 路

本市の道路交通網は、中心市街地から東西南北へ放射線状に幹線道路が走り、これに一般県道・市道が接続するという副線に乏しい都市部一点に集中する体系になっている。このため、国・県・市においては長期計画をもとに、幹線道路、バイパス道の新設・改良などの整備を進めるとともに、良好な生活環境確保のため、安全性、利便性を備えた生活関連道路の整備も推進している。

## 1 道路の現況

### (1) 市域内道路の舗装状況

平成 30 年 4 月 1 日現在

区分	路線数	実延長	面 積	舗 装 装		舗 装 率	
				延 長	面 積	延 長	面 積
計	6,380	2,251,538	—	2,209,189	—	98.1	—
高速自動車道	1	12,257	—	12,257	—	100.0	—
一般有料道路	4	20,334	—	20,334	—	100.0	—
国 道	6	131,655	—	129,252	—	98.2	—
県 道	26	204,617	—	194,227	—	94.9	—
市 道	6,343	1,882,675	10,382,472	1,853,119	10,280,819	98.4	99.02

### (2) 都市計画道路

ア 路線数 75 路線

イ 計画及び進捗状況（長崎市域）

平成 30 年 4 月 1 日現在

幅員別内訳	計 画		改 良 済		未 改 良		進 捗 率 B/A (%)
	延長(A)(m)	面積(m <sup>2</sup> )	延長(B)(m)	面積(m <sup>2</sup> )	延長(m)	面積(m <sup>2</sup> )	
40m以上	1,750	71,330	1,750	71,330	0	0	100.0
30m以上～40m未満	10,049	337,685	9,209	312,485	840	25,200	91.6
22m以上～30m未満	31,011	781,680	26,799	683,093	4,212	98,586	86.4
16m以上～22m未満	42,600	862,058	26,300	443,145	16,300	418,914	61.7
12m以上～16m未満	47,464	638,783	43,239	581,895	4,225	56,888	91.1
8m以上～12m未満	17,985	191,647	16,200	163,012	1,785	28,635	90.1
4m以上～8m未満	3,380	17,830	3,110	16,344	270	1,486	92.0
4m未満	—	—	—	—	—	—	—
計	154,239	2,901,013	126,607	2,271,304	27,632	629,709	82.1

## ウ 路線別進捗状況（事業認可路線のみ）

(30. 4. 1)

名 称	区 間		幅 員 (m)	延 長 (m)	進捗率 (%)	事業期間 (年度)
	起 点	終 点				
常盤町大浦元町線	川 上 町	高 丘 2 丁 目	10～13.5	1,420	94.0	S49～H33
銅座町松が枝町線	銅 座 町	大 浦 町	11～15	1,060	36.5	S58～H36
片 淵 線	西 山 2 丁 目	新 大 工 町	8	970	76.4	S63～H33
新地町稻田町線	籠 町	稻 田 町	15	400	75.1	H12～H34
滑 石 町 線	滑 石 2 丁 目	滑 石 4 丁 目	30	850	22.0	H23～H31
道 の 尾 駅 前 線	岩 屋 町	葉 山 1 丁 目	12	200	44.0	H22～H32
大黒町恵美須町線	大 黒 町	恵 美 須 町	26.25	110	0.6	H26～H32
計				5,010		

## 2 市道の状況

(1) 道路

(単位 : m) (30. 4. 1)

路 線 数	総 延 長	重用延長	未供用延長	実 延 長	実延長の内訳	
					改良済延長	未改良延長
6,343	1,939,724	21,771	35,278	1,882,675	1,184,439	698,236

橋 梁		ト ネ ル	
永久橋数	延 長	個数	延長
914	10,869	9	2,409

(2) 輔装区分

(30. 4. 1)

実 延 長 の 内 訳				舗装区分面積の内訳		
路 面 別 内 訳						
未 輔 装 道	舗 装 道			舗装道計	道 路 部 (m <sup>2</sup> )	うち橋梁 (m <sup>2</sup> )
砂 利 道	セメント系	高級アスファルト	簡易アスファルト		10,280,819	77,476
29,556m	410,953m	300,627m	1,141,540m	1,853,120m		

(3) 輔装率

(30. 4. 1)

延 長 A	面 積 B	舗装延長C	舗装面積D	市域面積E	舗 装 率		道 路 率
					C/A	D/B	B/E
m 1,882,675	m <sup>2</sup> 10,382,472	m 1,853,119	m <sup>2</sup> 10,280,819	km <sup>2</sup> 405.86	% 98.43	% 99.02	% 2.56

(4) 道路の維持補修

ア 生活道路の環境改善

平成 30 年 4 月 1 日現在、長崎市には市道が 6,343 路線、実延長 1,882,675m あり、常に道路を良好な状態に保つために、現場事務所による直営作業や請負工事によって維持管理を行っている。

また、市民生活に密着した公共性のある里道・私道などの整備については、自治会からの要望に基づき修繕が必要と判断した個所について現場事務所による直営作業及び請負工事やコンクリート、

セメントなどの材料支給を行い、生活道路の環境改善を図っている。また、階段道を安全に歩くための目印として白ペンキの塗装を希望する自治会へは、白ペンキや刷毛を支給している。

#### イ 道路パトロール

道路の破損、ガードレールなどの損傷、排水の不良、路上への不法投棄や占用工事の不良などの箇所を積極的に発見し処理するため、道路パトロール実施計画を定め、定期的に巡回している。また、年に一度は市道全路線の一斉パトロールも実施している。

#### ウ 道路の長寿命化

市が管理する橋梁その他道路施設において、定期的な点検を行い施設の健全性を把握し、また、修繕計画を策定し予防保全的な維持管理を行うことで、道路の安全性・信頼性を確保するとともに維持管理費のコスト縮減を行い、道路施設の長寿命化を図っていく。

### (5) 市道路線認定に関する要綱の概要

#### ア 路線の条件

(ア) 国道、県道、市道その他これらに類する道路のいずれかに接続する道路

(イ) 一般の通行に供している道路で、寄附により取得できるもの

#### イ 構造条件等

(ア) 道路の幅員が原則として4m以上あること

(イ) 道路の縦断勾配が、自動車交通量に応じて規定された値以下であること

(ウ) 道路の側溝が、コンクリート3面張り又はこれに準ずる程度の構造であること

(エ) 道路に不陸がなく、車両及び歩行者の通行に支障がないこと

(オ) 道路敷地の境界が明確であること

(カ) 袋路状道路については、車両が容易に転回できる場所があること

### (6) 市道認定特例措置に係る私道整備助成事業

#### ア 目的

既に生活道路として機能している私道を特例的に救済することを目的に、市道認定するための整備に関し、私道の管理者に対し予算の範囲内において助成金を交付し、生活道路の整備を図ろうとするもの。

#### イ 対象要件

(ア) 公共性が高く、一般交通の用に供されていること

(イ) 関係土地所有者や関係住民の総意により承諾が得られていること

(ウ) 整備後当該私道の敷地を寄附すること

#### ウ 助成方法

(ア) 助成金の額は、事業費の90%に相当する額

(イ) 所有権以外の権利等は抹消した後に、市が寄附を受けるものとする。

(ウ) 所有権が市へ移転した後は、市道に認定し、維持管理するものとする。

### (7) 道路占用

道路は本来一般交通のために利用されるものであるが、他方では本来的な用法以外に生活の場として様々な利用形態が生じている。こうした利用方法について、電柱、電線、水管、下水管、ガス管、

アーケード、足場、看板等の占用物件について、道路法等に基づき状況、目的等を勘案し、許可を行っている。

#### (8) 道路照明灯・街路灯

道路交通の安全性を確保するため、市道や公共性の高い里道・私道に道路照明灯・街路灯を設置している。街路灯には①市が設置したもの、②自治会等が設置した後、市の街路灯へ管理替えて維持管理を市が行うもの、及び③自治会が独自で設置し維持管理を行う自治会灯がある。

30年度は、自治会要望等により、約220灯のLED街路灯を新設する予定である。

道 路 照 明 概 況

区 分	29 年度末	摘 要	区 分	29 年度末	摘 要
市 街 路 灯	灯 30,604		ト ネ ル 照 明 灯	灯 537	ナトリウム灯 LED灯
道 路 照 明 灯	3,244	40W～400W 水銀灯他	信 号 機	52	戸町、鳴見台小、 鳴見ダム、池島
橋 り よ う 灯	145	100W～400W 水銀灯他	旧 7 町	5,713	
地下横断照明灯	93	40W蛍光灯	合 計	40,388	

### 3 車みち整備事業

#### (1) 概要

斜面市街地において、住民の居住環境の改善と防災性の向上を図るため、車が入ることのできない既存の市道を車が入る「車みち」として整備するもの。

#### (2) 事業内容

整備候補路線の22路線を、平成27年度～平成30年度の4か年での整備を目指す。

#### (3) 実績

平成30年7月現在

	完成路線数	路線名
平成 26 年度	1	西山 7 号線
平成 27 年度	3	入船町 15 号線、桜木町 1 号線、高尾町三原町 1 号線
平成 28 年度	4	下町本町 1 号線ほか 1 線、本尾町坂本町 1 号線 白鳥町油木町 1 号線、本河内 5 号線
平成 29 年度	7	入船町 8 号線、上小島 3 号線、出雲 6 号線 上戸町戸町 1 号線、立山西山 1 号線 御船藏町錢座町 1 号線、上小島 27 号線
計	15	

#### 4 電線類地中化事業

電線類の地中化については、道路の地下空間を有効に利用することにより、安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上等の観点から、地域との調和を図りつつ地中化を推進している。

・第1期電線類地中化計画（昭和61年度～平成2年度）	……単独地中化方式 キャブシステム	4箇所 1箇所	1,980m 350m
・第2期電線類地中化計画（平成3年度～平成6年度）	……単独地中化方式 キャブシステム 自治体管路方式	1箇所 1箇所 4箇所	480m 300m 910m
・第3期電線類地中化計画（平成7年度～平成10年度）	……電線共同溝方式	2箇所	860m
・新電線類地中化計画（平成11年度～平成15年度）	……電線共同溝方式	6箇所	1,150m
・無電柱化推進計画（平成16年度～平成20年度）	……電線共同溝方式	2箇所	180m
・無電柱化に係るガイドライン（平成21年度～平成29年度）	……電線共同溝方式	6箇所	1,860m

#### 5 斜面移送システム整備事業

主として階段部の市道通行環境の改善を目指し、高齢者・障害者等、斜面地での歩行に支障のある方を支援することを目的として、階段部に設置可能な簡易な斜面移送機器を、本市独自のシステムとして構築している。現在、市道に設置しているものは次の3ヶ所で、いずれも懸垂型（柱を階段道の横に建て、吊り下げ式とするもの）である。

平成13年度 天神地区（てんじんくん）・・・平成29年度 全面改修済み

平成15年度 立山地区（さくら号）

平成16年度 水の浦地区（水鳥号）

# 公 園

都市住民の生活に潤いとやすらぎを与え、安全で快適な都市環境を形成する公園は、市民にとって根幹的な都市施設である。

本市では、緑豊かな街づくりを目指し、平成 13 年 10 月に策定した「緑の基本計画」を基本方針に、公園・緑地の整備を進めており、平成 30 年 4 月の市民 1 人当たりの都市公園面積は 9.9 m<sup>2</sup> となっている。

市街地周辺部においては、緑豊かな山々に囲まれ自然環境に恵まれているものの、中心部における公園・緑地等は地形的制約から小規模なものが多いため、今後は、特に質的向上を図ることとしている。

## 1 公園開設状況

(30. 4. 1)

区 分		数 (箇所)	面 積 (ha)
都市公園		507	413.95
種 別	街区公園	443	75.66
	近隣公園	29	54.79
	地区公園	6	32.43
	総合公園	7	174.16
	運動公園	1	43.80
	特殊公園	3	11.89
	都市林	1	15.22
	都市緑地	17	6.00
都市公園以外の公園		308	256.67
合 計		815	670.62

## 2 1 人当たりの都市公園面積

(30. 4. 1)

区 分	内 容
人口	418,134 人
都市公園面積	413.95 ha
1 人あたりの都市公園面積	9.9 m <sup>2</sup>

## 3 都市公園の基準面積との比較

(30. 4. 1)

区 分	面 積	区 分	面 積
都 市 公 園 法 標 準	418.13ha	不 足	4.18ha
現 况	413.95ha	設 置 割 合	99.00%

## 4 公園整備計画

本市の緑は、長崎港を中心に南北に伸びる市街地の周辺を標高 500m程度の山々が取り囲んで形成されており、この山並みには、市民のレクリエーション活動拠点、自然環境の保全を目的として総合公園（稻佐山公園、唐八景公園、金比羅公園等）を配置し、整備を進めている。

一方、中心市街地や斜面市街地における身近な公園については、斜面都市である本市の地形的制約から、まとまったオープンスペースの確保が困難な状況である。

「長崎市緑の基本計画」では、このような緑に関する様々な課題を整理し、美しい景観や豊かな自然と歴史文化に調和したまちづくりを総合的に進めるために、様々な施策を総合的かつ計画的に実施することとしている。

### (1) 稲佐山公園

「世界新三大夜景」都市認定を契機として、稲佐山山頂展望台を訪れる観光客が増加する中、更なる団体観光客の誘致に向け、稲佐山中腹駐車場から山頂展望台までのアクセス向上を図るため、平成30年度は、スロープカー等の整備を行う。

### (2) 公園再整備事業

開設後 20 年以上経過している都市公園等において、公園別に各施設の老朽化、破損箇所等を総合的に再整備することにより、利用者の安全及び利便性、地区の環境向上を図り、時代に即した魅力ある公園とする。平成 30 年度は、立山公園等の整備を行う。

## 5 夜間照明施設

施 設 名	施 設 名
東 望 山 運 動 場	長 崎 市 営 庭 球 場
長 崎 市 営 ソ フ ト ボ ー ル 場	立 山 市 民 運 動 場
長 崎 東 公 園 庭 球 場	長 崎 東 公 園 運 動 場
長 崎 市 総 合 運 動 公 園 か き ど ま り 庭 球 場	長 崎 市 営 ラ グ ビ ー ・ サ ッ カ ー 場
長 崎 市 総 合 運 動 公 園 か き ど ま り 陸 上 競 技 場	田 中 町 ソ フ ト ボ ー ル 場
香 焼 総 合 公 園 運 動 場	外 海 総 合 公 園 運 動 場
野 母 崎 総 合 運 動 公 園 庭 球 場	外 海 運 動 公 園 運 動 場
野 母 崎 総 合 運 動 公 園 運 動 場	元 宮 公 園 庭 球 場
岳 路 運 動 公 園 運 動 場	元 宮 公 園 運 動 場
琴 海 中 部 運 動 公 園 運 動 場	琴 海 北 部 運 動 公 園 運 動 場
琴 海 南 部 運 動 公 園 運 動 場	神 小 の 島 ラ ウ ン ド

## 6 緑化・花いっぱい推進

街を美しくする運動の一環として、緑化・花いっぱい推進PR及び出生記念樹贈呈等を実施している。

- (1) 広報啓発（広報紙、ホームページ、ポスター掲示など）
- (2) 緑化推進
  - ・記念樹贈呈（出生のお祝いとして市民に贈呈。29年度申請数実績 908 件）
  - ・都市緑化推進運動にあわせ、花と緑に関する知識を深め、環境との共生を図ることをテーマとした『ながさきグリーンキャンペーン』の開催
- (3) 花いっぱい推進
  - ・花のあるまちづくり事業（市道大黒町麹屋町線ほか 15 路線並びに公園花壇、フラワーポットへの花苗植栽）
  - ・花苗の配布（29年度実績 夏期：約 88,000 株を 193 団体、冬期：約 93,500 株を 174 団体へ配布）
  - ・各種花き展表彰（市長賞 7 団体）
  - ・園芸講習会の開催（隨時）

## 7 長崎市緑化基金

この基金は、民有地の緑化推進を主たる目的として、昭和 63 年から 5 カ年において本市の積立金と企業、団体、個人等の寄附金により 5 億円を積み立て、運用しているものである。

平成 5 年度から市街化区域内の住宅や事業所の緑化に対する補助金交付事業（みどりのまちづくり事業）を実施し、民有地の緑化推進を図っている。

また、地球温暖化やヒートアイランド現象緩和への対応として、都心部に新たな緑を創出することを目的に、平成 20 年度から屋上緑化事業区域を設定するとともに補助金限度額を拡大し、屋上緑化事業の推進を行っている。

# 河 川

河川整備は、市民の生命財産の確保の観点から重要な課題になっており、特に上流部における宅地開発の進行に伴い、整備・改良を急ぐ必要にある。このため、年次計画による改修を逐次施行しており、あわせて都市下水路の改修も計画的に行っている。

## 1 河川数と延長

(30. 4. 1)

区分	本数(本)	延長(m)	備考
1級河川	—	—	本市に該当河川なし
2級河川	49	126,386	県管理
準用河川	53	34,249	市管理
普通河川	不明	1,363,000	市管理
都市下水路	25	26,838	市管理

## 2 河川整備事業の概要

(29年度)

区分	件数(件)	事業費(千円)
河川等維持管理	50	29,714
都市下水路維持管理	8	3,987
都市基盤河川改修事業	1	16,750
住宅市街地総合整備事業	1	249,719
河川等整備事業	7	26,698
都市下水路整備事業	2	10,975
災害復旧事業(河川)	0	0
自然災害防止事業	2	20,000

## 3 河川・水路の占用状況

### (1) 占用許可方針

本市の地形上、河川、水路に固着・突出、横断等をして施設又は工作物その他の物件を設けなければ土地の利用ができないので、状況、目的等を勘案し、次のとおり許可している。ただし、宅地補足等は占用許可の対象としていない。

ア 通路橋

イ 水管、ガス管、下水管

ウ その他臨時の仮設物

### (2) 不法占用物対策

本市の不法物件の実態は、(1)宅地補足(2)通路橋及び占用許可後における拡幅などがあり、その解決に困難を来している。対策としては、通報等で現地を確認し、行政指導を行っている。

# 都 市 計 画

本市は、長崎都市計画区域において、昭和 46 年に市街化区域・市街化調整区域を指定し、開発許可制度の適切な運用並びに市街地開発事業等の促進により、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るとともに、地区独自のきめ細やかなルールである地区計画の指定により、地区の特性を活かしたまちづくりを推進してきた。また、平成 17 年から 18 年にかけて、周辺 7 町との市町合併を行い、市域が 1.7 倍に拡大し伊王島、高島、三和、琴海の 4 都市計画区域が加わったところである。

近年、全国的に人口減少や少子高齢化の進展、都市機能の郊外への拡散などによる中心市街地の空洞化が進み、これまでの拡散型から集約型へと都市構造を転換することを目的として、都市計画法や中心市街地活性化法などいわゆる「まちづくり三法」が平成 18 年に改正された。

本市においても、人口減少と少子高齢化、中心市街地の衰退や都市拠点機能の不足、特色あるまちなみの喪失、斜面市街地の都市基盤の不足、宅地開発の外延的拡大と自然環境の減少、人間関係の希薄化や市民意識の多様化など、多くの課題を抱えている状況にある。

このようななかで、高齢者をはじめ全ての人が暮らしやすく、地球環境に優しい、持続発展可能なまちづくりを推進するため、平成 28 年 12 月に「都市計画マスタープラン」を改訂し、集約連携型の将来都市構造「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」の実現に向けた具体的な取り組みとして、平成 30 年 4 月に「立地適正化計画」を策定した。

今後はこれを指針として、市民・企業・NPO・団体・行政等の多様な主体が連携することにより、本市の特性を生かした魅力ある都市づくりを推進する。

## 1 都市計画決定一覧

(30. 4. 1)

種 別	決定事項	摘 要	種 別	決定事項	摘 要
都 市 計 画 区 域	28, 242ha	行政区域 40, 586ha	下 水 道 (都市下水路)	1, 624. 4ha	11 下水路 延長 17, 379m
市 街 化 区 域	6, 268ha		ご み 焼 却 場	8. 55ha	長崎市西工場外 2 箇所
用 途 地 域	6, 268ha		ご み 处 理 場	19. 73ha	長崎市東工場・ 長崎市三京クリーンランド リサイクル施設
特 別 用 途 地 域	246. 5ha	2 地区			
高 度 地 区	0. 6ha		汚 物 处 理 場	2. 74ha	長崎市クリーンセンター外 4 箇所
高 度 利 用 地 区	3. 76ha	5 地区	記 念 施 設	1. 54ha	国際文化会館
防 火 ・ 準 防 火 地 域	2, 720ha		その他の教育文化施設	4. 63ha	2 箇所
風 致 地 区	2, 079. 3ha	14 地区	病 院	0. 81ha	長崎市立病院
駐 車 場 整 備 地 区	341ha		その他の医療施設	2. 7ha	2 箇所
臨 港 地 区	484. 2ha	5 地区	市 场	30. 15ha	3 箇所
伝 統 的 建 造 物 群	24. 5ha	2 地区	火 葬 場	0. 4ha	長崎市営火葬場
保 存 地 区			一 団 地 の 住 宅 施 設	22. 0ha	愛宕住宅
道 路	154, 239m	75 路線	防 火 水 槽	351 m <sup>3</sup>	15 ケ所
都 市 高 速 鉄 道	4. 330m		市 街 地 再 開 発 事 業	3. 76ha	5 地区
駐 車 場	2. 94ha	5 箇所	土 地 区 画 整 理 事 業	1363. 6ha	
公 園	1, 023. 94ha	224 箇所	地 区 計 画	455. 7ha	38 地区
綠 地	2. 2ha	4 箇所	再 開 発 等 促 進 区	5. 1ha	3 地区
下 水 道 (公共下水道)	6, 720ha	中部処理区 外 9 箇所	(地 区 計 画 )		

## 2 土地利用

### (1) 市街化区域、市街化調整区域

(30. 4. 1)

計	市 街 化 区 域	市 街 化 調 整 区 域
24, 607ha (100. 0%)	6, 268ha (25. 5%)	18, 339ha (74. 5%)

※公有水面埋立予定区域を含む。

### (2) 用途地域

(30. 4. 1)

決定告示年月日番号	区分	第一種 低層住居専用地域	第二種 低層住居専用地域	第一種 中高層住居専用地域	第二種 中高層住居専用地域	第一種 住居地	第二種 住居地	準住居地	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計
平成 26 年 10 月 17 日 長崎市告示第 601 号	面 積 (ha)	約 1, 720	約 49	約 1, 170	約 66	約 1, 456	約 149	約 388	約 116	約 331	約 242	約 256	約 325	約 6, 268
	%	27. 3	0. 8	18. 7	1. 1	23. 1	2. 4	6. 2	1. 9	5. 3	3. 9	4. 1	5. 2	100

### (3) 防火地域・準防火地域

(30. 4. 1)

計	防 火 地 域	準 防 火 地 域
2, 720ha	94ha	2, 626ha

## 3 市街地開発

### (1) 土地区画整理事業

本市の土地区画整理事業は、昭和 21 年の戦災復興事業 430. 9haに始まり、市民の理解と協力のもとに、その後、8 地区 164. 7haに及ぶ広範囲な地域を次々と施行した。また、組合施行による事業としては、米山地区をはじめ、昭和 55 年度から平成 9 年度までに、5 地区 46. 3haが完成している。なお、昭和 55 年度に事業認可を得た矢上団地（102. 6ha、県住宅供給公社施行）は、平成 4 年度に完成している。

東長崎地区については、昭和 50 年に市街化区域のほぼ全域である約 750haを土地区画整理事業の施行区域として決定しており、このうちの矢上地区（105. 5ha）については、昭和 53 年度から事業を進め、平成 20 年 2 月に換地処分を終えたので、現在は、清算金業務を進めている。

また、矢上地区に隣接する平間・東地区（30. 0ha）については、平成 14 年度に事業認可を取得し、平成 15 年度から、支障物件の移転及び宅地整地・道路等の工事を進めているところである。

なお、東長崎地区の土地区画整理事業未着手地区については、決定当時からの社会経済状況などの変化を踏まえ、施行区域の廃止に向けた見直しを進めているところである。

長崎駅周辺地区（19. 2ha）については、九州新幹線西九州ルート及びJR長崎本線連続立体交差事業と一緒に、鉄道施設の受け皿を整備するとともに、長崎駅周辺の低未利用地を解消し、土地利用の転換と有効利用を図り、国際観光文化都市長崎の玄関口にふさわしい都市拠点の形成を図るため、土地区画整理事業を進めており、平成 20 年 12 月 26 日に都市計画決定、平成 21 年 10 月 30 日に事業

計画の決定を行い、本格的に事業に着手している。

〈東長崎矢上地区土地区画整理事業〉

(30. 3. 31)

事業名	東長崎矢上地区土地区画整理事業	【整備概要】  都市計画道路 : 8,313m 区画道路等 : 18,118m 水路 : 4,453m 公園・緑地 : 32,601m <sup>2</sup> 橋梁架設 : 18橋 建物等移転 : 647棟  ※ 平成 20. 2. 1 換地処分公告
施行区域の決定	昭和 50 年 12 月 16 日	
事業計画の決定	昭和 53 年 4 月 25 日	
施行地区	田中町、矢上町、東町、かき道 1 丁目、かき道 2 丁目及び平間町の各一部	
施行面積	約 105.5ha	
施行期間	昭和 53 年度～平成 30 年度	
総事業費	約 224 億円	
減歩率	平均 14.7%	
権利者数	1,257 人	
地区内人口	約 4,300 人	
進捗状況	約 99.9% (平成 29 年度末)	

〈東長崎平間・東地区土地区画整理事業〉

(30. 3. 31)

事業名	東長崎平間・東地区土地区画整理事業	【整備概要】  都市計画道路 : 3,225m 区画道路等 : 6,639m 水路 : 385m 公園・緑地 : 10,718m <sup>2</sup> 橋梁架設 : 1 橋 建物等移転 : 213 棟
施行区域の決定	昭和 50 年 12 月 16 日	
事業計画の決定	平成 14 年 5 月 31 日	
施行地区	矢上町、平間町及び東町の各一部	
施行面積	約 30.0ha	
施行期間	平成 14 年度～平成 33 年度(予定)	
総事業費	約 105 億円	
減歩率	平均 24.7%	
権利者数	448 人	
地区内人口	約 700 人	
進捗状況	約 96.2% (平成 29 年度末)	

事業名	長崎駅周辺土地区画整理事業	【整備概要】 都市計画道路： 1,708m 区画道路等： 83m 公園・緑地： 6,920m <sup>2</sup>
施行区域の決定	平成 20 年 12 月 26 日	
事業計画の決定	平成 21 年 10 月 30 日	
施行地区	尾上町、大黒町、八千代町及び西坂町の各一部	
施行面積	約 19.2ha	
施行期間	平成 21 年度～平成 35 年度（予定）	
総事業費	約 154 億円	
減歩率	37.8%	
権利者数	11 人	
進捗状況	約 19%（平成 29 年度末）	

## (2) 市街地再開発事業

低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化した市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、共同建築物の建替えとあわせて公園、緑地、広場、街路などの公共施設とオープンスペースを確保することによって、快適で安全な都市環境を再生させようとする事業である。

平成 4 年度に長崎市北部の千歳町に最初の再開発ビル「チトセピア」が完成し、その後隣接する住吉 3 番街区に「サン住吉」、新大工地区に「シーボルタウン」、旭町地区に、長崎市では初めての高層ビル「タワーシティ長崎」が平成 17 年度に完成している。

また、新大工町地区において、玉屋百貨店及び近隣店舗による再開発事業が開始され、平成 26 年 1 月 17 日に準備組合設立、平成 27 年 7 月 14 日に都市計画決定、平成 28 年 9 月 12 日に都市計画変更・決定を行い、平成 30 年 2 月 1 日には本組合が設立され、今後、本格的な事業が進められていく。

## [事業概要]

市街地再開発事業の名称	ビル名称	地区面積	事業年度
千歳地区	チトセピア	1.59ha	昭和 58 年度～平成 4 年度
住吉 3 番街区	サン住吉	0.22ha	平成元年度～平成 8 年度
新大工地区	シーボルタウン	0.26ha	平成 6 年度～平成 12 年度
旭町地区	タワーシティ長崎	0.99ha	平成 5 年度～平成 17 年度
新大工町地区	未定	0.72ha	平成 25 年度～

## (3) 優良建築物等整備事業

この事業は、市街地環境の整備改善や良好な市街地住宅の供給等を促進するために、土地利用の共同化や高度化を行う小規模再開発である。長崎駅に近接する御船蔵地区では平成 10 年度に「アクロスベール」が、また五島町地区においては平成 13 年度に「中村ビル」が完成している。

## [事業概要]

優良建築物等整備事業の名称	ビル名称	地区面積	事業年度
御船蔵地区	アクロスベール	0.22ha	平成 7 年度～平成 10 年度
五島町地区	中村ビル	0.35ha	平成 11 年度～平成 13 年度

一 地区画整理事業実施状況一覧

(30. 3. 31)

項目	施行地区名	戦 災 復 興 西 浦 上 出 島 城	山 本	原	旭町(補助事業)
1 施 行	長崎市長(知事委託)	長 崎 市 長 崎 市	長 崎 市	長 崎 市	長崎市(県委託)
2 施 行 面 積 ( m <sup>2</sup> )	4,308,505	404,921	98,366	175,051	319,114
3 事 業 認 可 (年月日)	S.21.12. 4	S.26.12.20	S.29.11.29	S.33. 2.18	S.33. 3.13
4 総 事 業 費 (千 円)	1,642,975	65,255	91,728	117,000	187,630
5 整 理 前 後 の 宅 地	前	3,534,733m <sup>2</sup> (12,805筆)	383,308m <sup>2</sup> (1,381筆)	51,418m <sup>2</sup> (216筆)	162,477m <sup>2</sup> (394筆)
地 積 及 び 筆 数	後	2,704,468m <sup>2</sup> (一)	251,938m <sup>2</sup> (839筆)	47,042m <sup>2</sup> (155筆)	118,355m <sup>2</sup> (338筆)
6 平均減歩率(実質) (%)	21.27	20	1.4	23.13	26.16
7 建物要移転戸数(戸)	1,039	96	32	39	95
8 換地処分公告(年月日)	S.50. 2.7	S.41. 7. 8	S.42. 8.19	S.44. 9. 3	S.45. 1.29
9 事 業 終 了 年 度	S 49年度	S 41年度	S 42年度	S 44年度	S 41年度

項目	施行地区名	日 見	大波止(補助事業)	宮の下(補助事業)	米	山	矢上地区(補助事業)	鶴	ノ	尾
1 施 行	長 崎 市	長崎市(県委託)	長 崎 市	長 崎 市	組 合	長 崎 市	組 合	組	鶴	ノ 尾
2 施 行 面 積 ( m <sup>2</sup> )	410,840	73,619	102,422	251,623		1,054,757		123,350		
3 事 業 認 可 (年月日)	S.37. 3.31	S.37. 6.30	S.40. 4. 2	S.50. 9.20	S.53. 4.18	S.55.11.18				
4 総 事 業 費 (千 円)	321,500	974,100	1,343,115	2,868,150	22,369,000				2,224,299	
5 整 理 前 後 の 宅 地	前	363,818m <sup>2</sup> (858筆)	50,255m <sup>2</sup> (337筆)	82,627m <sup>2</sup> (586筆)	192,419m <sup>2</sup> (550筆)	804,202m <sup>2</sup> (2,851筆)			82,343m <sup>2</sup> (180筆)	
地 積 及 び 筆 数	後	261,868m <sup>2</sup> (530筆)	45,888m <sup>2</sup> (217筆)	73,946m <sup>2</sup> (473筆)	113,272m <sup>2</sup> (399筆)	686,414m <sup>2</sup> (1,909筆)			40,374m <sup>2</sup> (350筆)	
6 平均減歩率(実質) (%)	28.02	8.69	11.52	53.8	14.7	65.0				
7 建物要移転戸数(戸)	44	228	138	20	493	—				
8 換地処分公告(年月日)	S.47.12.25	S.48. 2.28	H. 6. 3.22	S.56. 3.31	H.20.2.1	S.60. 8.16				
9 事 業 終 了 年 度	S 47年度	S 47年度	H 5年度	S 55年度	H 30年度(予定)	H 3年度				

項目	施行地区名	矢上団地	多以良	東長崎尾崎	西町	平間・東地区 (補助事業)	長崎駅周辺地区 (補助事業)
1 施行者個数		1,026,385	組合	組合	組合	長崎市	長崎市
2 施行面積 (m <sup>2</sup> )	S. 55.12.27	34,561	15,198	38,356	299,615	191,607	
3 事業認可(年月日)	H.元. 6.20	H. 7. 6. 2	H. 7. 7. 14	H. 14. 5. 17	H. 21. 10. 14		
4 総事業費(千円)	18,934,774	231,917	149,360	1,738,159	10,500,000	15,368,963	
5 整理前後の宅地数	648,775m <sup>2</sup> (277筆)	30,595.29m <sup>2</sup> (52筆)	14,841.28m <sup>2</sup> (24筆)	16,122.51m <sup>2</sup> (21筆)	235,447m <sup>2</sup> (981筆)	169,011m <sup>2</sup> (33筆)	
6 地積及び筆数	782,962m <sup>2</sup> (1,554筆)	24,485.1m <sup>2</sup> (97筆)	11,429.19m <sup>2</sup> (72筆)	25,507.81m <sup>2</sup> (150筆)	185,900m <sup>2</sup> (541筆)	125,155m <sup>2</sup> (35筆)	
7 建物要移転戸数(戸)	21.57	31.62	36,36	71,81	24.7	37.8	
8 換地処分公告(年月日)	H. 4.12.15	H. 3. 1. 29	H. 8. 11. 8	H. 9. 11. 3	H. 33年度(予定)	H. 35年度(予定)	
9 事業終了年度	H 4年度	H 3年度	H 8年度	H 9年度	H 33年度(予定)	H 35年度(予定)	

## 4 都市景観対策

### (1) 景観形成の取り組み

長崎市では、「長崎市都市景観条例」を昭和 63 年 12 月に制定し、都市景観基本計画を平成 2 年 4 月に定め、良好な景観づくりに取り組んできた。その後、平成 17 年～18 年の 7 町との合併や、市民の景観に対する意識の高まり、社会状況の変化などから、合併町を含む市内全域を対象とした、「長崎市景観基本計画」及び、景観法に基づく「長崎市景観計画」を策定し、また、前条例を「長崎市景観条例」に改定し、それぞれ、平成 23 年 4 月 1 日に施行した。

### (2) 景観形成の理念と方針

第 4 次総合計画における長崎市の将来の都市像である「個性輝く世界都市、希望あふれる人間都市」の実現に向けて、景観基本計画の「多彩な物語を育む長崎の景観づくり」を基本理念として掲げ、「魅せる大景観づくり」、「個性を磨く景観づくり」、「愛着のあるまちづくり」、「逆手の魅力づくり」を基本方針としている。

### (3) 景観形成重点地区の指定

長崎市の景観を特徴づける地区を景観上重要な地区として位置づけ、条例及び基本計画に基づき、順次「景観形成重点地区」として指定している。

景観形成重点地区指定状況

地区名/ゾーン名		指 定 年 月 日	指 定 面 積
東山手・南山手地区		平成 23 年 4 月 1 日	約 80ha
中島川・寺町地区		平成 23 年 4 月 1 日	約 69ha
平和公園地区		平成 23 年 4 月 1 日	約 86ha
館内・新地地区		平成 23 年 4 月 1 日	約 7ha
外海地区	大野ゾーン	平成 24 年 4 月 1 日 (平成 29 年 2 月拡大)	約 259ha (海域含む)
	出津・牧野ゾーン	平成 24 年 4 月 1 日 (平成 29 年 2 月拡大)	約 534ha (海域含む)
	赤首ゾーン	平成 30 年 1 月 1 日	約 192ha (海域含む)
	神浦ゾーン	平成 30 年 1 月 1 日	約 10ha (海域含む)
深堀地区		平成 24 年 4 月 1 日	約 46ha
高島北渓井坑跡地区		平成 26 年 4 月 1 日	約 6ha

### (4) 景観協議

景観形成重点地区内で建築行為等を行う場合は届け出が義務付けられており、地域の景観をまもりそだてるため、景観形成基準に適合した計画となるよう指導している。また、市内全域で大規模建築物等を計画する場合は、景観条例に基づく届け出が必要で、魅力あるまちづくりを進めるため、景観に関しての助言や指導を行っている。

景観協議件数

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
件	400	311	268	241	234

(5) 景観重要建造物の指定

景観の形成上重要な価値が認められる建築物等を、「景観重要建造物」としてこれまで 18 件を指定している。指定後は、大規模な修繕にかかる費用の一部を助成することができる。

(6) 色彩誘導計画

長崎のまちなみ調和した色彩誘導を図るため、「色彩誘導計画」を平成 7 年 3 月に策定した。

(7) 景観まちづくり地域団体の認定及び助成

一定の地区において、景観の形成を推進する活動を継続している団体を、景観まちづくり団体として認定し、3 年間に限り活動費の一部を助成している。

(8) 長崎市都市景観賞

自然環境を生かし、歴史的な文化遺産を継承しながら、人間のふれあいのある都市、洗練されたまちづくりに寄与する建築物などに対して賞を贈ることにより、市民の景観に対する関心を高め、よりいつそう快適で美しいまちなみをまもりそだてる目的としたものである。平成 29 年度までに 20 回実施しており、これまでに 105 物件を表彰している。

(9) 都市サインの整備

都市サインのデザインや体系の再整備を行うため、「長崎市案内・誘導サイン実施計画」を平成 7 年 3 月に策定し、観光面における市街地の主要地区で順次整備を進めている。

■ 平成 29 年度末現在の設置数

歩行者系	案内サイン	33 箇所
	誘導サイン	281 箇所
自動車系	誘導サイン	31 箇所

(10) 屋外広告物

中核市移行に伴い、長崎市屋外広告物条例を平成 9 年 4 月に施行し、屋外広告物の許可や指導を行っている。また、立看板などの違反広告物の除却を行っており、違反広告物除却推進運動の推進地区においては、簡易除却活動を違反広告物除却推進員に委嘱している。

屋外広告物許可物件数

年 度	27 年度	28 年度	29 年度
件	3,224	2,601	3,149

違反広告物簡易除却物件数

年 度	27 年度	28 年度	29 年度
件	356	223	163

(11) 公共掲示板

広告物の公的掲示場所を提供することにより、まちの美観維持と文化活動の向上に寄与することを目的に、「ふれあい掲示板」を 60 基設置している。

## 5 地区計画

地区計画は、昭和 55 年の「都市計画法及び建築基準法の一部改正」により創設され、地区または街区を単位として、それぞれの地区の特性に応じたきめ細かな街づくりを行うための都市計画制度の一つである。

地区計画の内容は、住民の総意のもと、道路・公園等の地区施設の配置や規模に関する事項、建築物の形態・用途・敷地に関する事項、土地利用に関する事項などのうち、地区の状況、特性に応じて必要なものを選択して定め、これに基づき開発行為や建築行為等を規制・誘導することにより良好な市街地の形成または保全を図るものである。

本市では、昭和 62 年に「長崎市地区計画等の案の作成手続に関する条例」を制定し、昭和 63 年「八千代町地区計画」の都市計画決定をはじめとして、以降、平成 28 年 9 月「田中町地区計画」まで市内 41 地区で地区計画を定めており、今後さらに住民と一体となったまちづくりを進める上での有効な手段として、広範な活用を図っていく。

また、平成 4 年に「長崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例」を制定し、地区計画の内容を建築確認の審査事項に加え、良好な市街地の形成をより確実なものとしている。

## 6 斜面市街地再生事業

本市は、地形的な制約から車のアクセスが困難な斜面居住地が市街地の大半を占めている。これらの斜面市街地では、緊急車両のアクセス不可、災害の危険性、市民サービスの低下等の問題を有している。

このような問題の改善に向け、平成 2 年に斜面市街地の整備の基本的な考え方を「長崎市住環境整備方針」としてとりまとめ、平成 3 年度以降、地区ごとのまちづくり計画を策定し、斜面市街地再生事業を進めている。このうち十善寺地区においては、平成 7 年度から事業に取り組み、生活道路が完成した。このほか、7 地区（江平地区、稻佐・朝日地区、南大浦地区、北大浦地区、水の浦地区、岩瀬道・立神地区、立山地区）においても整備計画に基づいて、生活道路等の整備を進めている。

## 7 住宅市街地総合整備事業

住宅市街地総合整備事業は、既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成等を図りつつ職住近接型の良質な市街地住宅の供給を推進するため、住宅等の建設及び公共施設の整備等を総合的に行う事業である。

(泉・住吉地区)

泉・住吉地区の 11.9ha を対象に、短大・工場・社宅の移転した跡地における土地利用転換と、周辺の道路・公園・下水道等の公共施設の整備を図るため、平成 7 年度に「泉・住吉地区住宅市街地総合整備事業整備計画」を策定し、平成 8 年 7 月に大臣承認を受けた。

住宅等の建設については、平成 10 年度から外語短大跡地の分譲住宅の建設工事に着手し、平成 12 年度に完成している。また、公共施設の整備についても、平成 10 年度から都市計画道路、雨水幹線工事、平成 16 年度からは市道の拡幅工事に着手しており、平成 22 年度までに全てが完成している。

[事業概要]

- ① 対象地区 住吉町、花丘町、泉 1 丁目及び 2 丁目の各一部 約 11.9ha

- 整備計画の大臣承認 平成 8 年度
- ② 拠点地区 短大跡地、工場跡地、社宅跡地 約 2.0ha
- ③ 計画概要 ○住宅供給計画（平成 12 年度完成）  
 ・短大跡地（県公社） : 120 戸  
 ・工場・社宅跡地（民間等） : 110 戸
- 公共施設整備計画  
 ・都市計画道路住吉町高田郷線 : L = 820m W = 13m 拡幅整備（平成 22 年度完成）  
 ・泉町公園（近隣公園） : A = 1.06ha 再整備（平成 15 年度完成）  
 ・住吉公園（街区公園） : A = 0.44ha 再整備（平成 14 年度完成）  
 ・岩屋 6 号雨水幹線 : L = 445m 雨水幹線新設（平成 21 年度完成）  
 ・花丘町住吉町線 : L = 106m W = 9m 拡幅整備（平成 21 年度完成）

#### （滑石地区）

滑石地区は、市内中心部から北北西へ 7~8km に位置し、かつてニュータウンとして開発された住宅市街地である。

当地区は、開発後 50 年を経過しつつあり、公的住宅の老朽化に伴い居住水準の向上やニーズに対応した建替え及び公共施設の整備を中心とした居住環境の再整備が課題となっている。

このことから、公的住宅団地の建替えによる良質な市街地住宅の供給に併せて、道路・河川・公園等を再整備すると共に、アーバンデザインの観点から民間住宅や商業施設の更新及び景観形成を誘導する。

#### [事業概要]

- ① 対象地区 滑石 3、4、5、6 丁目、横尾 1 丁目及び大園町の一部 約 112ha  
 整備計画の大臣承認 平成 17 年度
- ② 拠点地区 約 24.5ha
- ③ 計画概要 ○住宅供給計画（約 2,440 戸）  
 A 工区～H 工区 長崎県、長崎市、長崎県公社、特定施行者
- 公共施設整備計画  
 ・都市計画道路滑石町線 : L = 850m W = 30m 拡幅整備  
 ・大井手川 : L = 2,150m 再整備  
 ・滑石中央公園（街区公園） : A = 0.25ha 再整備（平成 14 年度完成）  
 ・北陽公園（街区公園） : A = 0.31ha 再整備（平成 16 年度完成）  
 ・大園公園（街区公園） : A = 0.18ha 再整備

## 8 中心市街地の再生

中島川や大浦川の両岸に広がり、歴史的な文化や伝統を数多く残し、様々な都市機能が集中している古くからの市街地、いわゆる「まちなか」は、個性ゆたかな長崎を牽引してきた地域であるが、近年、社会状況の変化等も相まって、その求心力を失いつつある。

このような背景から、専門家や市民等で構成される「まちなか再生計画策定検討委員会」からの提案を踏まえ、平成 20 年 12 月に、「まちなか再生の行動に関する基本方針」を策定し、道路や交通、景観と地

域文化、まちなか居住と賑わいの創出などの諸問題に対応しつつ、自主まちづくりや重点施策等の展開を図りながら、長崎ならではの「まちなか再生」を推進している。

特に、新大工方面から大浦方面に至る一本道、いわゆる“まちなか軸”を「長崎の歴史・文化の軸」と捉え、軸上に位置するそれぞれの地域の個性を活かしつつ、魅力をさらに磨くとともに、デザイン性に優れ、バリアフリーなどの快適性を備えたまちづくりに取り組むこととし、平成24年12月に「まちぶらプロジェクト」を策定し、平成25年度から実施している。

また、平成18年6月に中心市街地活性化法が改正され、国による選択と集中の考え方のもと中心市街地活性化基本計画が認定制に移行していることから、本市においても、市街地の整備改善、まちなか居住の推進、商業の活性化等を目的として、基本計画の認定に向けた取り組みを進め、平成27年3月に「長崎市中心市街地活性化基本計画」を策定し内閣総理大臣による認定を受けた。

## 9 唐人屋敷顕在化事業

唐人屋敷跡は、日本と中国の交流の歴史において大きな意味を持つことから、まちづくりの方向性を示した「都市計画マスタープラン」や「新地・十善寺地区まちづくりマスタープラン」の中にも歴史を活かした地区として位置づけられている。

こうした地区の整備の方向性を踏まえ、平成12年度の長崎市唐人屋敷跡活用検討協議会からの「唐人屋敷跡の活用に関する提言」および、平成14年度の長崎市唐人屋敷顕在化事業推進会議からの「唐人屋敷顕在化事業の推進に関する助言」に基づき、平成13年度から、具体的な事業に着手し、歴史を活かした観光拠点の整備、居住環境の整備などを図るため、道路、広場、拠点施設などの整備や、沿道建築物等の修景に対して、経費の一部を助成するまちなみ整備助成事業を行うとともに、まち歩きなどのソフト事業についても地域住民と一体となって推進している。

これまでに四隅モニュメント、天后堂前広場、唐人屋敷象徴門（誘導門、大門）、十善寺地区まちづくり情報センター、蔵の資料館等が完成している。現在、土神堂前広場の整備を進めている。

## 10 老朽危険空き家対策事業

老朽危険空き家対策事業では、既成市街地(3,900ha)を対象として、長年放置され老朽化し、倒壊等の危険性がある空き家のうち、所有者からその建物及び土地の寄附が受けられるものについて除却し、跡地をポケットパーク等の公共性のあるものとして整備し、その日常的な管理を地元自治会に委ねている。

この事業は、平成18年度から地域住民の安全性の向上と地域コミュニティの支援を目的として創設され、平成19年度から地域住宅交付金（平成22年度から社会資本整備総合交付金、平成29年度から空き家対策総合支援事業補助金に移行）を活用している。

また、5年間を事業期間として始めた事業であるが、地域住民の事業に対する評価が高いことから、事業期間を5年間延長し、住環境整備の推進を図っている。

年 度	申込件数	除却件数	備 考
18～28	498	49	
29	40	0	
計	538	49	

# 住居表示

住居表示に関する法律（昭和37年5月10日法律第119号）に基づき本市では、昭和38年中島川から長崎駅周辺の復興土地区画整理第1工区及びその周辺地区について、第1回目の町界町名整理と住居表示を実施し、次に掲げているように61回に渡って関係者の協力を得ながら、住居表示の実施並びにこれと関連した町界町名の整理を行ってきてている。

## 1 進捗率

(平成30年4月1日現在)

区分	面 積		世 帯 数		町 数
①実施済区域	41.884	k m <sup>2</sup>	進捗率	145,011 世帯	進捗率
②市内全域	405.860	k m <sup>2</sup>	①／② 10.32%	208,293 世帯	①／② 69.62%
③市街化区域	62.680	k m <sup>2</sup>	①／③ 66.82%		-
④全体計画区域	43.013	k m <sup>2</sup>	①／④ 97.38%	149,756 世帯	①／④ 96.83%
					336

## 2 住居表示の実施状況

実施年月日	町 名	実施面積 (k m <sup>2</sup> )	世帯数	町数
1 S38.11.1	江戸町外15町	0.942	3,666	16
2 S39.2.1	西坂町外7町	0.590	2,680	8
3 S39.4.1	出島町、新地町	0.180	734	2
4 S39.7.1	大橋町外10町	1.196	7,352	11
5 S39.10.1	目覚町外6町	0.781	4,271	7
6 S39.12.1	松山町外8町	1.258	6,281	9
7 S40.4.1	坂本町外9町	1.014	6,855	10
8 S40.11.1	稻佐町外13町	1.212	4,766	14
9 S41.3.1	淵町外12町	1.527	8,371	13
10 S41.11.1	八幡町外13町	0.600	4,994	14
追加	S47.11.1 淀町、江の浦町、平戸小屋町（追加分）	0.135	-	-
11 S48.4.1	高平町外28町	1.949	10,750	29
12 S48.2.1	五島町、樺島町、元船町	0.176	1,171	3
13 S48.11.1	松が枝町、相生町、上田町、出雲1・2丁目	0.332	1,344	5
14 S49.3.1	南山手町外7町	0.404	1,666	8
15 S49.12.1	川上町外6町	0.535	2,189	7
16 S51.6.1	滑石1丁目外10町	1.919	9,719	11
17 S52.9.1	新中川町外11町／八幡町（追加分）	1.334	4,179	12
18 S53.6.1	西山台1・2丁目	0.319	801	2
19 S54.1.1	鶴見台1・2丁目	0.236	893	2
20 S55.11.1	横尾1～5丁目／滑石3丁目（追加分）	0.712	2,660	5
21 S56.11.1	伊勢町外14町	1.067	4,882	15
22 S57.6.1	三景台町	0.160	415	1
23 S58.10.1	女の都2～4丁目	0.564	1,775	3
24 S59.3.1	かき道2・3丁目	0.540	1,300	2
25 S59.8.1	鶴の尾町	0.126	426	1
26 S59.10.1	平山台1・2丁目	0.400	873	2
27 S60.9.1	大宮町（追加分）	0.021	-	-
28 S60.10.1	鳴見台1・2丁目	0.627	1,623	2
29 S62.3.2	城山台1・2丁目／金堀町（追加分）	0.777	1,216	2
30 S63.6.6	葉山1・2丁目、岩屋町、エミネント葉山町	0.795	3,420	4
31 H元.2.6	下西山町	0.055	237	1

実施年月日	町名	実施面積(km <sup>2</sup> )	世帯数	町数
32	H元. 12. 4 立山1~5丁目	0.470	1,119	5
33	H 2. 10. 8 かき道4・6丁目	0.333	781	2
追加	H 2. 10. 8 元町外4町(追加分)	0.140	-	-
34	H 3. 2. 4 ダイヤランド1~4丁目	1.038	2,164	4
35	H 4. 2. 3 新戸町1丁目外5町／若竹町外1町(追加分)	0.965	3,077	6
36	H 4. 8. 3 坂本2丁目外3町／本尾町外3町(追加分)	0.845	1,326	4
37	H 5. 8. 2 界1・2丁目	0.332	1,048	2
38	H 5.11. 1 大手2・3丁目／石神町外1町(追加分)	0.288	977	2
39	H 6. 2. 28 上錢座町外2町／天神町外2町(追加分)	0.400	783	3
39	H 6. 2. 28 西町、緑が丘町	0.286	1,194	2
39	H 6. 2. 28 かき道1・5丁目	0.345	999	2
40	H 6.10. 31 赤迫1丁目外7町／泉1丁目外2町(追加分)	0.741	3,809	8
40	H 6.10. 31 つつじが丘1~5丁目	0.367	1,187	5
41	H 7. 2. 6 上西山町、西山本町、西山1~3丁目	0.732	2,431	5
42	H 7.10. 30 田上1丁目外5町／椎の木町外1町(追加分)	0.836	1,931	6
43	H 8. 2. 5 錦1~3丁目	0.202	1,044	3
43	H 8. 2. 5 寺町／高平町、愛宕1・2丁目(追加分)	0.413	83	1
44	H 9.11. 4 三景台町、錦3丁目(追加分)	0.040	-	-
45	H10. 3. 2 東立神町外3町／東琴平1丁目外2町(追加分)	1.007	706	4
46	H10.10. 5 上戸町1~4丁目	0.371	1,348	4
47	H11.11. 8 国分町外4町／梁川町外3町(追加分)	0.839	2,065	5
48	H12. 2. 7 稲佐町外3町(追加分)	0.292	-	-
49	H13. 2. 5 京泊1丁目外4町／大園町(追加分)	1.829	2,345	5
50	H14. 1. 15 三原1丁目外2町／西山台1丁目(追加分)	0.832	3,231	3
追加	H14.10. 9 片淵3丁目(追加分)	0.029	-	-
51	H15. 1. 14 本河内1~3丁目	0.682	1,377	3
52	H16. 1. 13 小江原1~5丁目	1.395	3,437	5
53	H16.10. 12 春木町外6町／岩見町(追加分)	1.524	3,242	7
追加	H17. 4. 22 出島町外1町(追加分)	0.107	-	-
54	H18. 3. 20 愛宕4丁目／弥生町外2町(追加分)	0.279	345	1
55	H18. 6. 19 小菅町(追加分)	0.076	-	-
56	H19. 1. 9 銀屋町、東古川町(旧町名復活)	(0.024)	(308)	2
57	H20. 1. 15 けやき台町外2町／出雲1丁目外3町(追加分)	0.541	409	3
58	H20. 2. 2 矢上町／かき道1丁目(追加分)	0.604	805	1
59	H21. 1. 13 泉1丁目(追加分)	0.108	-	-
60	H22. 7. 20 船大工町(旧町界への変更)	(0.008)	(30)	-
61	H23. 1. 11 新戸町4丁目	0.113	239	1
計		41.884	145,011	325

※ 世帯数は、平成30年4月1日現在の数であり、住居表示を追加実施した町の世帯数については、初回に実施した回数に一括で記載している。

※ 住居表示の実施により消滅した町名が、後年、復活した場合、その町の面積及び世帯数については、消滅した時点で計上されているため、復活した時点では( )で表示し、集計しないこととする。

#### 住居表示を一部実施している町(未実施区域が残る町)

青山町、秋月町、飽の浦町、油木町、出雲2丁目、出雲3丁目、入船町、岩屋町、大谷町、大鳥町、片淵3丁目、片淵4丁目、片淵5丁目、上戸町4丁目、川上町、小菅町、昭和3丁目、白木町、新戸町3丁目、田上1丁目、田上3丁目、戸町2丁目、滑石4丁目、鳴滝3丁目、虹が丘町、西山1丁目、西山台2丁目、星取2丁目、本河内3丁目、水の浦町、八つ尾町(計31町)

## 地籍調査

地籍調査とは、国土調査法に基づく国土調査の一つで、一筆ごとの土地の所有者、地番及び地目の調査並びに境界の確認・測量及び面積の測定を行うものである。調査の結果は、地図（地籍図）と簿冊（地籍簿）として取りまとめられ、この写しが法務局に送られることで、法務局の登記簿と地図が更新されることになる。

長崎市では、合併前にすでに調査を完了している香焼、野母崎、三和、外海、琴海の各地区を除いて、市内全域において地籍調査を実施することとし、平成 22 年度から調査を進めている。

地籍調査の実施地区は、町単位を基本とするが、面積が大きい町は分割し、小さい町は複数の町で 1 地区を構成する。1 地区につき 3、4 年をかけて調査を行うことになる。

なお、地籍調査を実施することで、土地境界をめぐるトラブルの未然防止や災害復旧の迅速化、公共事業の効率化などへの効果が期待される。

### (1) 進捗状況

(30. 3. 31)

調査対象面積	調査済（換算）面積	進捗率
388.09 km <sup>2</sup>	160.34 km <sup>2</sup>	41.3%

### (2) 実施地区

平成 29 年度までの調査完了地区	平成 30 年度実施予定地区
香焼、野母崎、三和、外海、琴海の各地区、古賀町の一部、松原町の一部、西山台 1・2 丁目、つつじが丘 1 丁目～5 丁目、中里町の一部、船石町の一部、東町の一部、天神町、浜平 1 丁目、御船蔵町、田中町の一部、緑が丘町、江里町、白鳥町、塩浜町、入船町、飽の浦町、秋月町、幸町、宝町、八千代町、錢座町、星取 1 丁目、川上町、椎の木町、小江原 3 丁目、小江町の一部、立山 1～4 丁目、三原 2 丁目、西町、稻佐町、油木町、千々町の一部	稲田町、中新町、十人町、館内町、水の浦町、大谷町、坂本 2・3 丁目、目覚町、緑町、上錢座町、大鳥町、丸尾町、元町、日の出町、高丘 1・2 丁目、立山 5 丁目、浜平 2 丁目、磯道町の一部、城栄町、城山町

## 交 通 対 策

本市の主要幹線道路は、東方向から国道34号（日見街道）、国道34号長崎バイパス、西方向から国道202号（外海～長崎駅前～都心）、北方向から国道206号（琴海～横道～赤迫～都心）、また南方向から国道324号（茂木街道）、一般国道499号（野母～江川～都心）が、いずれも市街地部に迫る山々の谷あいや海岸を走り、都心部に集まる一点集中型の道路体系（放射線型）となっていた。そのために、放射環状型の幹線道路網の整備に取り組んでいる。

### 1 幹線道路の整備状況

路 線 名	概 要
九州横断自動車道 長 崎 大 分 線 (長崎自動車道)	長崎市～大分市 延長257km 幅員22.0m(4車線) 長崎多良見IC～武雄北方IC 延長約56km H2年1月供用開始 (うち長崎多良見IC～大村IC S57年11月供用開始) 長崎IC～長崎多良見IC 延長約11.3km(2車線) H16年3月供用開始 長崎芒塚IC～長崎多良見IC 延長約8.3km H24年4月4車線化事業許可 長崎IC～長崎芒塚IC 延長約3.0km H28年6月4車線化事業許可
長 崎 外 環 状 線	時津町～江川町 延長約22.2km 幅員19.0m(4車線) S50年12月都市計画決定 時津町～川平町(川平有料道路) 延長約4.7km(2車線) H2年7月供用開始 川平町～西山(代替ルート) 延長約3.8km(2車線) H3年3月供用開始 早坂町～田上3丁目 延長約1.3km(2車線) H15年3月供用開始 田上3丁目～新戸町 延長約2.5km(2車線) H23年2月供用開始 新戸町～江川町 延長約5.2km(2車線) H28年4月事業化
一般国道34号 日見バイパス	田中町～馬町 延長約7.1km 幅員25.0～35.0m S52年10月・S55年3月都市計画決定 本河内～芒塚町 延長約2.3km 幅員25.0m H11年11月 暫定2車線で供用開始 妙相寺～奥山 延長約1.3km 幅員25.0m H18年3月4車線供用開始 本河内町～芒塚町(新日見トンネル) 延長1.6km 4車線化 H28年4月事業化
浦 上 川 線	松山町～茂里町 延長約0.9km 幅員16.5～34.0m H元年度供用開始 茂里町～元船町 延長約2.4km 幅員16.5～40.0m H22年11月供用開始
一般国道499号	H3年3月都市計画決定 小ヶ倉町2丁目～平山町 延長約5.4km 幅員19.0m(4車線) 江川町～平山町 延長約2.5km 幅員25.0m H23年3月供用開始 平山町～布巻町 延長約1.3km 幅員22.0m H32年度供用目標 蚊焼町 延長約0.6km 幅員14.5m H24年3月供用開始 蚊焼町～黒浜町 延長約2.1km 幅員9.75m H31年度供用目標
一般国道324号 出島バイパス	新地町～早坂町 延長約3.4km 幅員20.0m(4車線) H3年3月都市計画決定 H16年3月供用開始
女 神 大 橋 線	新戸町～大浜町 延長約5.0km 幅員25.0m(4車線) H3年12月都市計画決定 戸町4丁目～大浜町 延長約4.0km H17年12月供用開始 新戸町～戸町4丁目 延長約1.1km H20年3月供用開始
一般県道伊王島香焼線 (伊王島大橋)	伊王島町2丁目～香焼町 延長約2.7km 幅員10.0m(2車線) H23年3月供用開始

## 2 自動車保有台数

種類別車両数（長崎市統計資料、長崎運輸支局調）

(各年3月末)

年次 車種	23	24	25	26	27	28
合 計	251,005 台	266,839 台	268,134 台	265,363 台	266,326 台	264,112 台
貨 物	8,965	8,617	8,480	7,956	8,279	7,958
乗 用	97,974	97,796	97,042	94,723	95,536	94,964
バ ス	1,303	1,311	1,326	1,308	1,329	1,313
軽 自 動 車	80,677	92,566	95,393	97,229	98,196	98,679
二 輪 車 類	58,889	63,303	62,638	61,034	59,695	57,980
そ の 他	3,197	3,246	3,255	3,113	3,291	3,218

※ 軽自動車は軽二輪を除く。

※ 二輪車類は原動機付自転車(125cc以下)、軽二輪(125~250cc)、小型二輪(250cc超)の合計。

## 3 主要地点の交通量 (H27年度全国道路交通情勢調査、12時間・24時間の自動車類台数)

路 線	地 点	車線数	自 動 車 類(12h)			自 動 車 類(24h)		
			小型車	大型車	計	小型車	大型車	計
206号	六地蔵前	4	30,780	2,773	33,553	39,273	5,017	44,290
202号	長崎駅前	6	34,266	5,839	40,105	44,188	8,350	52,538
202号	稻佐町	4	10,818	1,588	12,406	13,573	2,059	15,632
324号	愛宕3丁目	2	7,524	551	8,075	10,074	666	10,740
34号	新大工町	4	27,616	2,442	30,058	34,893	4,182	39,075
34号	田中町	2	9,349	1,399	10,748	12,442	1,904	14,346
34号バイパス	間の瀬IC~川平IC	4	24,176	2,346	26,522	31,188	2,903	34,091
499号	松が枝町	6	24,878	3,043	27,921	31,629	4,668	36,297

## 4 公共輸送機関別輸送状況 (長崎市統計資料)

区 分	輸送量(人/日)					輸送量分担率(%)				
	24	25	26	27	28	24	25	26	27	28
合 計	254,524	249,695	247,155	242,918	234,480	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
バ ス	151,241	146,307	145,184	140,447	136,403	59.4	58.6	58.7	57.8	58.2
路面電車	46,392	46,866	47,563	48,530	45,760	18.2	18.8	19.2	20.0	19.5
鉄 道	15,671	16,219	15,962	16,435	16,014	6.2	6.5	6.5	6.8	6.8
タクシー	41,220	40,303	38,446	37,506	36,303	16.2	16.1	15.6	15.4	15.5

※ 鉄道は各年度末の集計、バス・路面電車・タクシーは各年12月末の集計。

※ 本市の平均運行速度 バス約15km/h 路面電車約15km/h

## 5 交通管制センター

長崎交通管制センターは、県警察本部内にあり、昭和 53 年 4 月 1 日から運用を開始し、コンピュータによる交通信号機のコントロールと交通情報の収集・提供を行い、交通の安全と円滑を図っている。

道路交通情報については、車両感知機等で交通渋滞状況等を収集し、交通情報板やラジオ放送などでドライバーに提供している。

また、コンピュータの自動判断による「宝町交差点 1km渋滞」といった交通渋滞情報や「長崎駅まで約 10 分」といった旅行時間情報の道路交通情報板による提供や、カーナビゲーション搭載車に交通渋滞情報を提供し、イライラ運転による交通事故防止や迂回誘導による交通渋滞緩和を図っている。

## 6 バス専用レーン

朝タラッシュ時における路線バスの定時性を確保するため、昭和 53 年 10 月 1 日からバス専用レーンが設定された。

区間は、県庁～市役所～長崎駅、大波止～長崎駅、NHK前～松山町間でスタートしたが、その後、中心部向けが岩屋橋まで延長され、現在 8 区間、約 8.8km となっている。

時間帯は午前 7 時～9 時の間は中心部へ向けて、午後 5 時～7 時までの間は郊外へ向けて実施し、日曜・休日は実施していない。レーン内は路線バス、通学・通園・通勤バス、二輪車、回送バス、観光バスが通行でき、夕方は実車タクシーも乗り入れ可能である。

## 7 マイカー自粛運動

この運動は、マイカー通勤・通学者が、バス・電車・鉄道等大量公共輸送機関を利用することにより、通勤・通学時間帯における道路交通の混雑の緩和を図るとともに、道路環境の保全とあわせて交通安全の推進に寄与することを目的として、昭和 56 年から開始し、昭和 61 年からは、ゴールデンウィーク期間に呼応して実施しており、毎年市内主要官公庁に対して本運動についての協力を要請するとともに、交通情報板等を活用して市民にもマイカー自粛を呼びかけている。

## 8 九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）

### 〈目的〉

全国の高速交通体系の主軸として国土の背骨を形成し、国土の均衡のとれた発展と西九州地域の一体的振興を促すとともに本市をはじめとする長崎県勢の浮揚を図る。

### 〈概要〉

・区間	長崎市～福岡市 総延長約 143km
・認可区间	武雄温泉～長崎間 延長 約 66km (工事延長約 67km) 事業費 約 3,706 億円(工事実施計画(その 1)) 約 1,303 億円(工事実施計画(その 2))
駅の位置	武雄温泉駅(併設)、嬉野温泉(仮称)駅(新設) 新大村(仮称)駅(新設)、諫早駅(併設)、長崎駅(併設)
線路規格	標準軌
認可日	平成 24 年 6 月 29 日 (工事実施計画(その 1)) 平成 29 年 5 月 19 日 (工事実施計画(その 2))
認可内容	用地、土木構造物関係(工事実施計画(その 1)) 軌道、電気、信号・通信、車両検査などの開業設備(工事実施計画(その 2))
完成予定期	工事実施計画(その 1) 認可日から概ね 10 年後

〈これまでの経緯〉

九州新幹線西九州ルートについては、昭和 48 年の整備計画決定以来、これまで多くの関係者の積極的な取組みが続けられた結果、平成 24 年 6 月に、武雄温泉～長崎間を軌間可変電車方式（フリーゲージトレイン）により整備する内容の認可がなされた。

しかしながら、フリーゲージトレイン車両の開発が遅れていることから、平成 34 年度の開業時には、武雄温泉駅でフル規格新幹線と在来線特急を同じホームで乗り換える対面乗換方式（リレー方式）による運行が決定している。

現在は、新幹線の効果が最大限発揮されるよう、地域の魅力や個性を活かしたまちづくりに取り組む必要があることから、長崎駅周辺で実施されている連続立体交差事業や土地区画整理事業との連携を図りながら、東アジアの陸の玄関口にふさわしい長崎駅周辺のまちづくりに取り組んでいるところである。

## 9 JR長崎本線連続立体交差事業

JR長崎本線連続立体交差事業は、鉄道の高架化による東西市街地の一体化や、踏切除却による交通混雑や踏切事故の解消を図るとともに、九州新幹線西九州ルート及び長崎駅周辺土地区画整理事業と一緒にとなって長崎駅周辺地区の再整備を行うものであり、平成 20 年 12 月 26 日に都市計画決定を行い、平成 22 年 2 月 18 日に事業認可を得ている。

### 【JR長崎本線連続立体交差事業の概要】

- ・ 区間 松山町～尾上町
- ・ 延長 約 2.5km
- ・ 工法 仮線方式
- ・ 事業主体 長崎県
- ・ 除却踏切 竹岩橋踏切（6,163 台／日、4.5 時間／日）  
梁川橋踏切（11,845 台／日、4.0 時間／日）  
宝町踏切（1,785 台／日、4.2 時間／日）  
幸町踏切（2,293 台／日、8.0 時間／日）  
※（ ）内は交通量（台／日）、遮断時間（時間／日）：平成 23 年度
- ・ 高架化駅 長崎駅（乗降者数 22,127 人／日：平成 27 年度）[2 面 5 線で整備]  
浦上駅（乗降者数 5,228 人／日：同）[1 面 2 線で整備]
- ・ 車両基地 早岐駅（佐世保市）～移転（平成 25 年度）

## 駐 車 場

本市中心市街地では、これまで、駐車対策を推進するために、昭和42年に都心部158haを駐車場整備地区に指定し、市営桜町駐車場、市民会館地下駐車場及び松が枝町駐車場の3箇所の都市計画駐車場を含む4箇所の市営駐車場を供用した。その後、昭和49年に松が枝地区、平成6年には住吉地区と浦上地区の駐車対策を推進するために駐車場整備地区の拡大を行い、現在341haを指定している。

また、民間施設の駐車対策として昭和45年には「長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」を定め、一定規模以上の建物に駐車場の設置を義務付けた。この条例は、附置義務基準の強化と適用地区の拡大を図るため平成5年3月に全部改正、平成13年6月には、荷捌きのための駐車施設の附置を義務付ける改正を行った。

また、平成6年10月には、駐車場法に基づき駐車場整備地区内における駐車場整備の基本方針、目標等を定めた「長崎市駐車場整備計画」を策定し、平成6年8月に平和公園駐車場、平成8年4月に桜町駐車場（増設）、平成10年9月に茂里町地下駐車場を供用した。さらに、平成18年4月に松山町駐車場を市営駐車場として位置づけ、また、県営松が枝駐車場の移譲を受け、市営松が枝町第2駐車場として供用した。

### 1 市営駐車場

(平成30年4月1日現在)

区分\名称	桜町駐車場	市民会館地下駐車場	松が枝町駐車場	松が枝町第2駐車場	平和公園駐車場	茂里町地下駐車場	松山町駐車場
施設構造	鉄骨鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート地下2層式	鉄筋コンクリート地下1層式 広場式1箇所	鉄筋コンクリート地上2階地下1階式	鉄骨鉄筋コンクリート地下1層式 広場式2箇所	鉄筋コンクリート地下機械式4層	鉄筋コンクリート地上2階地下1階式
駐車場面積	3,688.8m <sup>2</sup>	6,617.3m <sup>2</sup>	3,878.8m <sup>2</sup>	2,700m <sup>2</sup>	7,384m <sup>2</sup>	3,218.1m <sup>2</sup>	9,300.88m <sup>2</sup>
収容台数	普通車 175台 二輪車 38台	普通車 175台 二輪車 50台	バス 15台 マイクロバス 1台 普通車 39台 二輪車 20台	バス 12台 普通車 94台 普通車 27台	バス 32台 普通車 92台 二輪車 15台	普通車 156台	バス 10台 普通車 288台
事業費	7億4,395万円	4億799万円	6億3,825万円	30億円	約44億4,491万円	約17億円	28億3,000万円
供用開始	平成8年4月1日	昭和49年1月14日	昭和51年7月1日	平成2年3月	平成6年8月1日	平成10年9月1日	平成9年11月3日
29年度実績 (1日平均利用台数)	普通車 490台	普通車 209台	普通車 52台 バス(マイクロ含む) 33台	普通車 156台 バス(マイクロ含む) 15台	普通車 156台 バス(マイクロ含む) 67台	普通車 126台	普通車 365台 バス(マイクロ含む) 2台
管理	株式会社 ビバホーム	株式会社 長崎ガードシステム	エヌ・ティファシリティーズ 株式会社	株式会社 クリーン・マット	株式会社 城保安警備	菱重フシリティー &プロパティーズ 株式会社	

## 2 市営駐車場の使用料

### (1) 桜町駐車場

(30. 4. 1 適用)

種 別 車 種	昼間駐車料金					夜間 駐車 料金	定期駐車料金				
	平日		休日								
	最初の 30分 まで	その後 30分 までごと	最初の 30分 まで	その後 30分 までごと	2時間30分以内 2時間 30分を超える 場合						
普通自動車	円 140	円 130	円 140	円 130	円 720	円 820	円 19,060	円 13,770			
小型自動車											
軽自動車											

### (2) 市民会館地下駐車場

(30. 4. 1 適用)

種 別 車 種	昼間駐車料金		夜間 駐車 料金	定期駐車料金	
	最初の30分 まで	その後30分 までごと		全 日	昼間(午前8時から午後7時まで) 又は 夜間(午後6時から翌日の午前8時まで)
普通自動車	円 140	円 130	円 820	円 19,060	円 13,770
小型自動車					
軽自動車					

### (3) 松が枝町駐車場

(30. 4. 1 適用)

種 別 車 種	昼 間 駐 車 料 金		夜 間 駐 車 料 金	
	最初の1時間まで	その後30分までごと	夜 間 (午後5時から翌日の午前8時まで)	
バ ス	円 1,480	円 740	円 1,020	円
マイクロバス	740	370	1,020	
普通自動車				
小型自動車	290	140	820	
軽自動車				

### (4) 平和公園駐車場

#### (ア) 地上部分

(30. 4. 1 適用)

種 別 (入出庫1回 につき) 車 種	午前7時から午後8時までの1日当たりの駐車料金				午後8時から翌日の午前 7時までの駐車料金
	1時間まで	1時間を超 え1時間 30分まで	1時間30分 を超 え 2時間まで	2時間を超 える場合	
普通自動車	250円	380円	500円	610円	1時間につき 70円
小型自動車					
軽自動車					

## (4) 地下部分

## a バス及びマイクロバス

(30. 4. 1 適用)

種 別 車 種	昼 間 駐 車 料 金		夜 間 駐 車 料 金
	1 時 間 ま で	1 時 間 を 超 え る 場 合	
バ ス	1,480 円	2,050 円	1,020 円
マイクロバス	740	1,020	1,020

## b その他

種 別 車 種	昼 間 駐 車 料 金				夜 間 駐 車 料 金
	1 時 間 ま で	1 時 間 を 超 え 1 時 間 30 分 ま で	1 時 間 30 分 を 超 え 2 時 間 ま で	2 時 間 を 超 え る 場 合	
普通自動車 小型自動車 軽自動車	円 250	円 380	円 500	円 610	円 820

## (5) 茂里町地下駐車場

(30. 4. 1 適用)

種 別 車 種	昼 間 駐 車 料 金		夜 間 駐 車 料 金
	最 初 の 30 分 ま で	そ の 後 30 分 ま で ご と	
普通自動車 小型自動車 軽自動車	円 130	円 120	円 820

## (6) 松山町駐車場

## a バス及びマイクロバス

(30. 4. 1 適用)

種 別 (入出庫1回につき) 車 種	午前7時30分から午後10時までの1日当たりの駐車料金		午後10時から翌日の午前7時30分までの駐車料金 30分につき 50 円
	1 時 間 ま で	1 時 間 を 超 え る 場 合	
バ ス	30分につき 740 円	2,050 円	
マイクロバス	30分につき 370	1,020	

b 普通自動車、小型自動車及び軽自動車

種別 車種	入出庫1回ごとの駐車料金			定期駐車料金	
	午前7時30分から午後10時まで (1日当たり)		午後10時から 翌日の午前7時 30分まで		
	2時間まで	2時間を 超える場合	全 日	昼間(午前7時 30分から午後 10時まで)	
普通自動車 小型自動車 軽自動車	円 30分につき 120	円 610	円 30分につき 40	円 15,420	円 13,370

(7) 松が枝町第2駐車場

(30. 4. 1 適用)

種別 車種	昼間駐車料金		夜間駐車料金	定期駐車料金
	最初の1時間まで	その後30分までごと		
バス	円 1,480	円 740	円 1,020	
マイクロバス	740	370	1,020	
普通自動車 小型自動車 軽自動車	290	140	820	円 10,800

(8) 長崎市桜町駐車場、長崎市民会館地下駐車場、長崎市松が枝町駐車場、長崎市平和公園駐車場及び長崎市松が枝町第2駐車場の二輪自動車駐車料金

単位	駐車料金	
	最初の1時間30分まで	1時間30分を超える場合
入出庫1回につき	30分につき 60円	200円

入庫した日の翌日以降に出庫する場合の駐車料金の額は、この表の1時間30分を超える場合に掲げる額に入庫した日から起算して出庫した日までの日数を乗じて得た額とする。

3 駐車場等の整備状況

(30. 4. 1)

都市計画駐車場				届出駐車場		附置義務駐車施設		路上駐車場		総供用数	
供用中		未供用		箇所	台数	箇所	台数	箇所	台数	箇所	台数
(5) 5	(790) 790	—	—	109	19,685	(33) 525	(7,686) 28,197	—	639	48,672	

(注) 都市計画駐車場欄、附置義務駐車施設欄の( )は届出駐車場(内数)である。

#### 4 時間制限駐車場区間規制（路上駐車場）

昭和 62 年 4 月の道路交通法の一部改正に伴い、交通の安全と円滑を確保することを目的に、道路上の短時間駐車を有料で認める時間制限駐車区間が設けられ、本市においても、長崎県公安委員会により、62 年 7 月 1 日から、下表のとおり「パーキング・メーター」及び「パーキング・チケット」制度が導入された。

なお、利用時間は、午前 8 時から午後 8 時まで（日曜日及び休日を含む。市民会館横・丸尾郵便局前は午後 10 時まで）で、駐車料金は、1 回 200 円（60 分以内）となっている。

(30. 4. 1)

設置場所	台数	内訳	
		パーキング・メーター	パーキング・チケット
市民会館横	11	4 (4 基)	7 (1 基)
桜町公園横	10		10 (1 基)
税関前通り	5	5 (5 基)	
旧県庁裏	4	4 (4 基)	
長久橋	8		8 (1 基)
江戸町公園前	7	7 (7 基)	
瓊の浦公園横	8		8 (1 基)
元船町（善屋運送）	2	2 (2 基)	
丸尾郵便局前	5		5 (1 基)
本原市場横	4		4 (1 基)
計	64 台	22 台 (22 基)	42 台 (6 基)

※（ ）は、パーキング・メーター、パーキング・チケットの基数を示す。

## 5 二輪車等駐車場

道路残地などの市有地を利用して、計 22箇所、約 970 台分の駐輪場の整備を行っているが、依然として駐輪場が不足している状況にある。

このような中、近年、広がりを見せつつある有料の民間駐輪場と市の駐輪場との料金面での均衡を図ることで、受益者への適切な負担を求め、民間による駐輪場整備の機運を高めるとともに、駐輪場の適切な管理・運営に資するため、市街地中心部にある施設について、順次、有料化を進めている。

現在の設置場所、台数及び有料無料の別は、次のとおりである。

(30. 4. 1)

名 称	設置場所	台数	有料・無料
万才町二輪車等駐車場	長崎県庁新別館裏	84 台	有料
魚の町二輪車等駐車場	長崎県勤労福祉会館裏	23 台	有料
若葉町二輪車等駐車場	OKホーム&ガーデン裏	97 台	無料
大橋町二輪車等駐車場	大橋町県営住宅裏	63 台	無料
新地町二輪車等駐車場	湊公園横	21 台	有料
恵美須町二輪車等駐車場	瓊の浦公園横	29 台	有料
矢の平1丁目二輪車等駐車場	中島川河川敷	17 台	無料
元船町二輪車等駐車場	(都) 浦上川線横	83 台	有料
古川町二輪車等駐車場	本古川通り沿い	45 台	有料
八千代町二輪車等駐車場	八千代町緑道	55 台	無料
築町二輪車等駐車場	メルカつきまち屋上	172 台	有料
西山2丁目二輪車等駐車場	長崎市消防団第7分団横	23 台	無料
八千代町第2二輪車等駐車場	八千代町緑道	19 台	無料
興善町二輪車等駐車場	長崎県市町村職員共済組合会館裏	18 台	有料
元船町第2二輪車等駐車場	元船町遊歩道横	17 台	有料
東山町二輪車等駐車場	旧北大浦小学校グラウンド下	12 台	無料
立山地区二輪車等駐車場	長崎公園上	20 台	無料
尾上町二輪車等駐車場	旭大橋下	66 台	有料
東山町第2二輪車等駐車場	旧北大浦小学校グラウンド下	15 台	無料
住吉町二輪車等駐車場	住吉中央公園横	20 台	有料
新大工町二輪車等駐車場	十八銀行新大工町支店横	28 台	有料
松原町二輪車等駐車場	JR肥前古賀駅前	38 台	無料
計		965 台	

# 土 地 対 策

開発許可制度は都市計画法に基づくもので、優先的、計画的に市街化を図る「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」(いわゆる「線引き都市計画区域」)、「非線引き都市計画区域」及び「都市計画区域外」において無秩序な市街化を防止し、公共・公益施設が整備され、かつ、安全性の確保された健全な市街地を計画的・段階的に形成していくことを目的にした制度である。

## 1 都市計画法に基づく開発許可

長崎市内において開発行為を行おうとする場合は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

(法第 29 条)

(許可が必要な開発区域の面積について)

- ・市街化区域 1,000 m<sup>2</sup>以上
- ・市街化調整区域 全て
- ・非線引き都市計画区域 3,000 m<sup>2</sup>以上
- ・都市計画区域外 10,000 m<sup>2</sup>以上

平成 30 年 4 月 1 日現在

事 項	年 度				
	25	26	27	28	29
開発許可 (協議) (法第 29 条、法第 34 条の 2)	17	12	18	14	11
開発変更許可 (協議) (法第 35 条の 2)	14	17	5	5	9
建築等許可 (法第 43 条)	9	11	11	8	5
開発行為又は建築等に関する 証明書交付件数 (法施行規則第 60 条)	93	84	80	86	74

大規模開発の状況 (宅地開発 1 h a 以上)

(開発許可(協議)後を記入) 平成 30 年 4 月 1 日現在

番号	申 請 者	申 請 地	面積 (m <sup>2</sup> )	計画 戸数	備 考	通 称
1	日生不動産㈱	古賀町	12,703	48	昭和 49 年 8 月完了	古賀団地 (つつじが丘)
2	西日本菱重興産㈱	大浜町	31,238	116	昭和 50 年 7 月完了	大浜団地
3	柿田康郎 他 4 名	滑石町	25,753	67	昭和 50 年 12 月完了	—
4	(有)くみあいマート	滑石町	15,657	51	昭和 51 年 5 月完了	—
5	重橋正男 他 9 名	滑石町	20,229	61	昭和 51 年 5 月完了	—
6	西日本菱重興産㈱	大浜町	19,024	49	昭和 52 年 6 月完了	—
7	(有)安部組	滑石町	30,600	74	昭和 53 年 1 月完了	—
8	長崎パルコン㈱	鳴見町	10,989	27	昭和 53 年 11 月完了	パルコン第 1 、
9	長崎パルコン㈱	鳴見町	36,777	82	昭和 54 年 5 月完了	第 2
10	京王帝都電鉄㈱	三景台町	158,355	409	昭和 56 年 3 月完了	三景台団地
11	共立建設㈱ 他 1 名	新戸町、小ヶ倉町	25,424	57	昭和 56 年 7 月完了	共立団地
12	日本国土開発(有)	金堀町、立岩町	329,970	733	昭和 57 年 3 月完了	グリーンハイツ 城山台
13	富士開発㈱	古賀町	21,265	60	昭和 57 年 10 月完了	富士団地
14	琴の海産業開発㈱	平山町	326,289	773	昭和 58 年 1 月完了	平山台団地
15	長崎県労働生活組合	川平町	14,927	46	昭和 58 年 8 月完了	労生協団地
16	東亜地所㈱ 明豊開発㈱	鳴見町	497,665	1,264	昭和 59 年 2 月完了	光風台
17	ヒラカタ産業㈱	大宮町	20,395	79	昭和 59 年 3 月完了	パークタウン大 宮
18	中尾地所 崎陽地所㈱	金堀町	34,377	97	昭和 59 年 6 月完了	中尾団地

番号	申請者	申請地	面積 (m <sup>2</sup> )	計画 戸数	備考	通称
19	丸善産業開発(株)	大手町	14,898	39	昭和 58 年 11 月 第 1 工区完了 昭和 60 年 4 月 第 2 工区完了	丸善団地
20	㈱林兼商会	葉山町	105,910	318	昭和 60 年 6 月完了	エミネント葉山
21	東海建設(株)	坂本町	18,320	65	昭和 60 年 8 月完了	陽光台
22	亀谷建設(株)	大手町	13,577	48	昭和 60 年 8 月完了	文教台
23	㈱葵物産	葉山町	37,385	95	昭和 60 年 12 月完了	滑石葵団地
24	ヒラカタ産業(株)	住吉町、泉町	17,419	108	昭和 61 年 7 月完了	—
25	誠商事(有)	住吉町、赤迫町	14,692	54	昭和 63 年 4 月完了	アベニュー住吉
26	長崎市	錦町	16,082	106	昭和 63 年 9 月完了	中河内団地
27	三菱開発(株)	小ヶ倉町 2・3 丁目、磯道町、古道町	911,800	1,960	平成元年 4 月完了	南長崎ダイヤラ ンド
28	㈱飛鳥建設 飛栄産業(株)	小江原町、小江町	468,800	1,309	平成 2 年 1 月完了	小江原ニュータ ウン
29	誠商事(有) ダイア建設(株)	赤迫町	12,980	154	平成 3 年 3 月完了	ダイアパレス住 吉
30	西日本産業(株)	八つ尾町	29,841	137	平成 4 年 2 月完了	八ツ尾団地
31	真和商事(株)	東琴平町、西琴平 町	12,075	55	平成 4 年 3 月完了	琴平団地
32	(有)中島建設	向町	14,153	56	平成 4 年 7 月完了	式見台
33	長崎市	戸町 2 丁目	45,594	236	平成 5 年 3 月完了	市営二本松団地
34	㈱穴吹工務店	西北町、若竹町	10,290	156	平成 5 年 10 月完了	サーバス住吉台
35	㈱グリーンハウス	多以良町	36,187	94	平成 6 年 5 月完了	ハーベン長崎
36	(有)ゾーニング	鳴見町	11,604	37	平成 6 年 6 月完了	—
37	㈱馬場住研 ㈱高木工務店	田中町	15,821	195	平成 7 年 2 月完了	フォーレ東望
38	西日本菱重興産(株)	小瀬戸町、木鉢 2 丁目	11,030	44	平成 7 年 10 月完了	—
39	(有)女都産業	三原町	17,508	43	平成 7 年 11 月完了	—
40	㈱サンヒルズ長崎	国分町、小菅町、戸 町 1・2 丁目	100,508	449	平成 8 年 4 月完了	サンマリーナ長 崎
41	㈱田浦組	戸町 3 丁目	27,262	346	平成 8 年 6 月完了	—
42	鹿島道路(株) (資)三星産業 ㈱吾功創建	女の都 2 丁目	22,972	68	平成 8 年 7 月完了	—
43	㈱ユニカ	川平町	18,686	245	平成 9 年 7 月完了	コアマンション 長崎ガーデンヒ ルズ
44	㈱ユニカ	田中町	19,900	258	平成 14 年 1 月完了	コアマンション 長崎ネクステ ージ
45	㈱じゅう	大園町	16,736	148	平成 9 年 8 月完了	じゅうグランド マンション
46	㈱小川工務店	三和町	13,795	47	平成 11 年 2 月完了	千代の幸
47	㈱田川産業	城山台	12,520	58	平成 11 年 7 月完了	オークヒルズ城 山台
48	㈱アルファ九州	川平町、女の都 1 丁目	92,047	242	平成 11 年 9 月完了	西浦上NTけや き台
49	大英産業(株)	東町	96,874	261	平成 11 年 11 月完了	彩が丘
50	㈱穴吹工務店 西津建設(株) ㈱日本住宅	滑石 2・3 丁目	19,623	190	平成 11 年 12 月完了	サーパス滑石
51	㈱西海興業	油木町	18,049	150	平成 11 年 12 月完了	青山ニュータウン
52	鍵山木材(有)	鶴の尾町	13,126	45	平成 11 年 12 月完了	第 2 鶴の尾
53	双日(株) 清水建設(株)	三原町、高尾町	110,474	64	平成 16 年 7 月完了	三原台ニュータ ウン
54	(株)理研ハウス	小菅町、戸町 2 丁 目	35,209	262	平成 21 年 2 月完了	アプローズ長崎 小菅
55	(有)梁川商事	岩見町、立岩町	88,475	148	施行中 (全 12 工区中 5,8 工区 未完)	パークタウン岩 見

番号	申請者	申請地	面積 (m <sup>2</sup> )	計画 戸数	備考	通称
56	九州ランド開発(株)	田中町、矢上町、平間町	454,055	753	平成 13 年 8 月完了	オナーズヒル長崎新山手
57	長崎市	小浦町	19,435	267	平成 12 年 11 月完了	市営小浦団地
58	桜の里パークタウン開発(株)	京泊町、三京町、歓刈町	498,548	1,036	平成 13 年 4 月完了	パークコミュニティー桜の里
59	菱進不動産(株) 松尾商事(株) 西日本菱重興産(株) 長崎市教育委員会	木鉢町 2 丁目、大浜町、小瀬戸町	494,789	976	平成 26 年 8 月完了	ポートウェストみと坂
60	東亜地所(株)	歓刈町、多以良町、鳴見町	429,172	930	平成 20 年 1 月完了	サンコート豊洋台
61	㈱ラバン	上戸町	13,892	205	未着工	ラバンロイヤルマンション
62	若築建設(株) 株都市空間	戸石町	273,130	585	平成 16 年 10 月完了	ガーデンシティ東長崎
63	㈱山脇建設 矢上開発(株)	小江原町、小江町、柿泊町	77,993	239	平成 14 年 8 月完了	スイートタウン夢が丘
64	㈱吉田産業	小江町	21,557	67	平成 12 年 7 月完了	ボン・小江原団地
65	㈲ミヤザキ	泉 2 丁目	13,595	200	平成 13 年 5 月完了	—
66	㈲大石開発	田中町	14,183	53	平成 12 年 9 月完了	—
67	㈲慈愛会	鳴見台 2 丁目	54,237	147	平成 14 年 4 月完了	鳴見の丘
68	ヒラカタ興産(株)	彦見町	13,232	47	平成 16 年 5 月完了	パークタウン彦見
69	パークタウン泉開発(株)	泉 1 丁目	110,486	256	平成 21 年 6 月完了	コモンシティ住吉の杜
70	学校法人 活水学院 長崎新戸町ニュータウン開発特定目的会社	新戸町 3 丁目	129,859	217	平成 22 年 9 月完了	ウェリスパーク新戸町
71	㈱地中海	木鉢町 1 丁目	15,242	70	平成 20 年 10 月完了	—
72	長崎県土木部住宅課	深堀町 1 丁目	35,481	486	施行中 (全 5 工区中 2, 3, 4 工区完了)	県営深堀団地
73	長崎市まちづくり部住宅課	大園町	40,977	440	施行中 (全 7 工区中 1~3, 4, 5 工区完了)	市営大園団地
74	㈱なるみライフサービス	戸石町	10,644	44	平成 27 年 12 月完了	—
合計			6,894,366	19,401		

資料：まちづくり部建築指導課

#### 開発行為の状況(昭和 49 年 12 月以降)

平成 30 年 4 月 1 日現在

区分	申請		備考
	件数	面積 (m <sup>2</sup> )	
1 大規模住宅団地 (1ha)	74	6,894,366	
2 小規模住宅団地 (1ha未満)	178	658,879.56	
3 共同住宅 (専用住宅含む)	139	787,846.84	+6,362.55 m <sup>2</sup> 牧島町、古賀町、片淵 5 丁目、木場町、小菅町
4 宿泊施設	13	206,407.14	
5 事業所施設	119	1,879,722.12	+14,569.93 m <sup>2</sup> さくらの里 3 丁目、上戸町 4 丁目、西海町、三京町
6 学校施設	27	576,457.84	
7 運動・レジャー施設	21	3,794,314.47	
8 医療施設	16	189,561.08	+9,428.40 m <sup>2</sup> 丸尾町
9 社会福祉施設	75	423,722.85	+9,110.81 m <sup>2</sup> 川平町、田中町
10 神社・寺院	9	21,868.28	
11 墓地・墓苑	26	251,481.92	
合 計	697	15,684,628.10	

## 2 開発審査会

### (1) 概 要

本会は、都市計画法第78条の規定に基づき設置され、委員は長崎市開発審査会条例に基づき市長が任命（任期2年）しており、現在7名が任命されている。

平成30年4月1日現在

事 項		年 度	25	26	27	28	29
開 催 回 数			2	2	1	1	3
付 議 件 数	都 計 法 第 29 条		3	2	1	0	3
	都 計 法 第 34 条 の 2		0	0	0	0	0
	都 計 法 第 43 条		1	4	1	1	0
	都 計 法 第 35 条 の 2		0	0	0	0	0
計			4	6	2	1	3

## 3 宅地造成等規制法に基づく許可

### (1) 目 的

この法律は宅地造成に伴い崖くずれ又は土砂の流出を生ずるおそれがある著しい市街地又は市街地となる土地の区域内（宅地造成工事規制区域）において、宅地造成に関する工事等について災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とした制度である。

### (2) 概 要

宅地造成工事規制区域内において造成工事を行おうとする場合は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。（法第8条）

（許可が必要な造成について）

- ・切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの
- ・盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1mを超える崖を生ずることとなるもの
- ・切土と盛土とを同時にする場合、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの
- ・前記に該当しない切土・盛土工事であって工事部分の面積が500m<sup>2</sup>を超えるもの

平成30年4月1日現在

事 項		年 度	25	26	27	28	29
宅地造成許可(協議)（法第8条、法第11条）		25	24	14	16	12	
宅地造成変更許可（法第12条）		8	4	11	7	13	
宅地造成に関する証明書交付（法施行規則第30条）		255	190	219	190	258	

## 市 営 住 宅

市営住宅は、主に公営住宅法、住宅地区改良法及び都市再開発法等に基づき建設され、関係法及び長崎市営住宅条例等により、適正な管理に努めている。

平成30年4月1日現在、104団地9,442戸を管理しており、その種類は目的別に「国及び地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する」ことを目的とした公営住宅、「不良住宅が密集して、危険又は有害な状況にある地区を指定し、不良住宅を除却することに伴い、その居住する住宅を失い住宅に困窮すると認められる者に賃貸する」ことを目的とした改良住宅、「市街地再開発事業の施行区域等内に居住する借家人等で、住宅に困窮することとなる者に賃貸する」ことを目的とした再開発住宅、「密集住宅市街地整備促進事業の施行に伴い、その居住する住宅を失い、住宅に困窮すると認められる者に賃貸する」ことを目的としたコミュニティ住宅、「国及び地方公共団体が協力して居住環境が良質な住宅を整備し、これを中堅所得者に賃貸する」ことを目的とした特定公共賃貸住宅、及び「公営住宅には収入基準が超過しており入居できない者等に対する住宅の提供、教職員住宅等の用途廃止後における施設の有効活用等を図ろうとするもので、住宅を必要とする者に賃貸する」ことを目的とした単独住宅の6つに分けられ、それぞれの管理戸数は下記のとおりである。なお、公営住宅には民間の事業者が建設した住宅を市が借り上げている借上公営住宅2団地89戸を含んでいる。

### 1 管理戸数

(単位：戸) (H30. 4. 1現在)

構造別		種 別	計	公 営	改 良	再開発	コ ミ ュ ニ テ イ 住 宅	特 公 賃	单 独
計		9,442(2,101)	7,985( 919)	991( 853)	36( 0)	30( 0)	106(35)	294(294)	
耐	火	9,226(1,885)	7,784( 718)	991( 853)	36( 0)	30( 0)	106(35)	279(279)	
簡易耐火	平 屋	4( 4)	3( 3)	0	0	0	0	0	1( 1)
	2 階	198( 198)	190( 190)	0	0	0	0	0	8( 8)
木 造		14( 14)	8( 8)	0	0	0	0	0	6( 6)

( ) は旧町地区的内数

### ※県営住宅（長崎市に建設分）

(単位：戸) (H30. 4. 1現在)

		計	公 営	改 良	準 公 営	特 公 賃
計		6,576	6,406	110	30	30
耐	火	6,530	6,360	110	30	30
簡易耐火	平 屋	0	0	0	0	0
	2 階	28	28	0	0	0
木 造		18	18	0	0	0

## 2 団地ごと管理戸数

【東 部】(計 1,500 戸)

(H30. 4. 1 現在)

住 宅 名	管理戸数(戸)	建 築 年 度 别 戸 数(戸)
日 見 大 曲	178	16(38 年度) 32(39 年度) 70(50 年度) 60( 4 年度)
本 河 内	50	20(39 年度) 30(40 年度)
宿 町	460	70(47 年度) 80(51 年度) 100(52 年度) 94(53 年度) 116(54 年度)
宿 町 第 2	216	55(57 年度) 80(58 年度) 45(59 年度) 36(60 年度)
宿 町 第 3	101	101(63 年度)
網 場	30	30(50 年度)
西 山 台	84	84(53 年度)
矢 上	124	124(60 年度)
矢 上 第 2	50	50( 2 年度)
矢 上 第 3	165	77( 4 年度) 88( 5 年度)
鶴 の 尾	42	42(61 年度)

【西 部】(計 1,450 戸)

(H30. 4. 1 現在)

住 宅 名	管理戸数(戸)	建 築 年 度 别 戸 数(戸)
小 江 原 第 1	103	51( 6 年度) 52( 8 年度)
小 江 原 第 2	520	290(48 年度) 190(49 年度) 40(50 年度)
小 江 原 第 3	104	104(元年度)
小 浦	267	80( 6 年度) 65( 8 年度) 122(10 年度)
福 田 本 町	141	81(49 年度) 60(50 年度)
大 浜	80	80(50 年度)
三 重	220	80(61 年度) 70(62 年度) 70(元年度)
木 鉢	15	15( 5 年度)

【南 部】(計 1,033 戸)

(H30. 4. 1 現在)

住 宅 名	管理戸数(戸)	建 築 年 度 别 戸 数(戸)
新 戸 町	184	60 (47 年度) 50 (51 年度) 24 (52 年度) 50 (53 年度)
草 住	45	45 (53 年度)
毛 井 首	140	50 (54 年度) 90 (55 年度)
茂 木	60	28 (59 年度) 32 (60 年度)
小 ケ 倉	256	58 (61 年度) 126 (62 年度) 72 (63 年度)
二 本 松	239	86 ( 2 年度) 81 ( 3 年度) 72 ( 4 年度)
十 善 寺	20	20 (10 年度)
戸 町	42	42 (12 年度 : 借り上げ)
松 が 枝	47	47 (12 年度 : 借り上げ)

## 【北部】(計 3,358 戸)

(H30. 4. 1 現在)

住 宅 名	管理戸数(戸)	建 築 年 度 别 戸 数(戸)
滑 石	514	188 (10年度) 117 (13年度) 209 (15年度)
三 原	90	90 (43年度)
川 平	220	70 (45年度) 150 (46年度)
大 園	518	78 (47年度) 197 (23年度) 175 (24年度) 68 (27年度)
富 士 見	40	40 (45年度)
女 の 都	200	40 (47年度) 120 (48年度) 20 (51年度) 20 (52年度)
青 山	103	24 (50年度) 44 (51年度) 35 (52年度)
シ ュ モ 一	40	40 (51年度)
城 栄	30	30 (52年度)
錢 座	32	20 (53年度) 12 (56年度)
横 尾	418	72 (53年度) 110 (54年度) 176 (55年度) 60 (56年度)
清 水	61	61 (54年度)
西 北	107	32 (55年度) 30 (56年度) 45 (57年度)
狩 股	121	45 (55年度) 40 (56年度) 36 (57年度)
花 丘	40	40 (56年度)
若 竹	109	60 (57年度) 49 (58年度)
西 町	21	21 (57年度)
西 町 第 2	74	23 (58年度) 51 (59年度)
文 教	122	50 (58年度) 72 (59年度)
中 河 内	106	50 (61年度) 56 (62年度)
千 歳	204	168 (63年度) ※36戸は63年度に買い取り
若 葉	58	58 (3年度)
城 山 台	27	27 (7年度)
三 芳	93	20 (7年度) 73 (8年度)
江 平	10	10 (13年度)

## 【香焼地区】(計 475 戸)

(H30. 4. 1 現在)

住 宅 名	管理戸数(戸)	建 築 年 度 别 戸 数(戸)
田 ノ 浦	54	54 (17年度)
深 浦	242	60 (46年度) 70 (47年度) 80 (48年度) 30 (52年度) 2 (59年度)
恵 里 上	119	25 (61年度) 20 (63年度) 20 (2年度) 24 (4年度) 30 (10年度)
本 村	60	60 (25年度)

## 【伊王島地区】(計 237 戸)

(H30. 4. 1 現在)

住 宅 名	管理戸数(戸)	建 築 年 度 别 戸 数(戸)
多 尾	13	3 (40年度) 4 (6年度) 6 (9年度)
瀬 戸 屋 敷	6	6 (7年度)
塩 町	218	30 (48年度) 30 (50年度) 30 (51年度) 30 (60年度) 30 (63年度) 24 (3年度) 44 (28年度)

## 【高島地区】(計 620 戸)

(H30. 4. 1 現在)

住 宅 名	管理戸数 (戸)	建 築 年 度 别 戸 数 (戸)		
本 町 第 1	66	26 (42 年度)	20 (43 年度)	20 (44 年度)
本 町 第 2	12	12 (44 年度)		
百 万	112	112 (40 年度)		
高 島 光 町	198	108 (40 年度)	30 (58 年度)	30 (59 年度)
西 浜	168	42 (45 年度)	42 (46 年度)	84 (47 年度)
日 吉 岡	39	16 (46 年度)	9 (57 年度)	8 (58 年度)
先 の 谷	3	3 (53 年度)		
尾 浜	12	12 (20 年度)		
仲 山	10	10 (20 年度)		

## 【野母崎地区】( 計 109 戸)

(H30. 4. 1 現在)

住 宅 名	管理戸数 (戸)	建 築 年 度 别 戸 数 (戸)		
熊 之 町	2	2 (49 年度)		
樺 島	9	5 (54 年度)	4 (58 年度)	
高 浜 第 1	9	5 (55 年度)	4 (56 年度)	
高 浜 第 2	7	3 (57 年度)	4 (58 年度)	
長 野	1	1 (62 年度)		
高 浜 第 3	15	6 (60 年度)	5 (61 年度)	4 (62 年度)
赤 瀬	4	4 (46 年度)		
野 母 第 1	5	5 (53 年度)		
野 母 第 2	17	5 (55 年度)	6 (56 年度)	6 (57 年度)
野 母 第 3	7	7 (59 年度)		
諸 町	3	1 (41 年度)	2 (50 年度)	
脇 岬	22	5 (54 年度)	4 (56 年度)	5 (57 年度)
脇 岬 北 港	8	8 (6 年度)		

## 【外海地区】(計 483 戸)

(H30. 4. 1 現在)

住 宅 名	管理戸数(戸)	建 築 年 度 别 戸 数(戸)
永 田 第 1	16	8 ( 5 年度) 8 ( 8 年度)
永 田 第 2	8	8 (14 年度)
永 田 第 3	8	8 (16 年度)
高 尾	4	4 (51 年度)
松 本	16	16 (52 年度)
松 山 迫	16	16 (56 年度)
出 津	28	12 (元年度) 8 ( 2 年度) 8 ( 7 年度)
西 出 津	14	14 (14 年度)
丸 尾	14	14 (14 年度)
神 浦	16	8 (52 年度) 8 (63 年度)
夏 井	26	12 ( 5 年度) 8 (12 年度) 6 (14 年度)
池 島 第 1	24	24 (45 年度)
池 島 第 2	68	6 (37 年度) 12 (38 年度) 12 (40 年度) 14 (45 年度) 24 (46 年度)
池 島 第 3	203	19 (40 年度) 72 (41 年度) 32 (42 年度) 32 (43 年度) 24 (44 年度) 24 (45 年度)
池 島 第 4	22	6 (51 年度) 16 (54 年度)

## 【三和地区】(計 168 戸)

(H30. 4. 1 現在)

住 宅 名	管理戸数(戸)	建 築 年 度 别 戸 数(戸)
蚊 燒	24	24 ( 2 年度)
須 浜 第 1	50	50 (16 年度)
年 崎	4	4 (40 年度)
為 石	52	32 ( 9 年度) 20 (10 年度)
宮 崎 第 1	18	18 (63 年度)
牟 田 尻	20	20 (16 年度)

## 【琴海地区】(計 9 戸)

(H30. 4. 1 現在)

住 宅 名	管理戸数(戸)	建 築 年 度 别 戸 数(戸)
長 浦	9	9 ( 4 年度)

## 3 高齢者・障害者対応住戸設置状況

(H30. 4. 1 現在)

区 分	計	高 齢 者 対 応	障害者対応[車椅子]	シルバーハウジング
公 営	179	88	62 (8)	29

( ) 合併地区の内数

#### 4 公募状況

公募は、新築については完成時に、空家については平成 11 年度から年 6 回行い、いずれも抽選により入居者を決定している。

(H29 年度)

区分 内容	新 築		空 家					
	公 営	改 良	公 営	改 良	再開発	特公賃	单 独	
公 募 戸 数	19	18	183	11	0	3	1	
申 込 人 数	130	15	862	11	0	0	0	
倍 率	6.84	0.83	4.71	1.00	0.00	0.00	0.00	

#### 5 家賃

##### (1) 家賃の額

(H30. 4. 1 現在)

住宅の種類	家賃の種類	平均	最 高		最 低	
公 営 住 宅	応能応益	26,000円	滑 石	82,500円	本町第2	5,100円
改 良 住 宅	応能応益	16,100円	塩 町	107,800円	西 浜	6,900円
	固 定	9,600円	深 浦	20,340円	池島第3	4,600円
再 開 発 住 宅	固 定	53,100円	千 歳	85,400円	千 歳	34,600円
特定公共賃貸住宅	固 定	68,600円	三 芳	90,900円	多 尾	37,000円
コ ミ ュ ニ テ ィ 住 宅	応能応益	30,900円	江 平	57,700円	江 平	25,000円
	固 定	45,900円	十 善 寺	70,420円	十 善 寺	36,000円
单 独 住 宅	応能応益	10,400円	日 吉 岡	31,800円	高 島 光 町 百 万	5,600円
	固 定	19,200円	長 野	40,000円	先 の 谷	3,300円

※平均額は、減免適用前の家賃額で算定。

##### (2) 公営住宅の収入基準・家賃制度

(H30. 4. 1 現在)

① 収入基準		入居者資格における収入基準
ア	高齢者・障害者世帯等（裁量階層）	→月額収入 186,000 円以下
イ	過疎地域（裁量階層）	→月額収入 259,000 円以下
ウ	ア、イ以外の者（原則階層）	→月額収入 139,000 円以下
② 家 賃	家賃=家賃算定基準額×市町村立地係数×規模係数×経過年数係数×利便性係数	
③ 収入超過者 の 家 賃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入超過者→3 年以上の入居者で①の収入基準を超えた者</li> <li>・家賃=本来家賃（②で算出した家賃）+（近傍同種の住宅の家賃－本来家賃）×政令で定める率</li> </ul>	
④ 高額所得者 の 家 賃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高額所得者→5 年以上の入居者で引き続き 2 年以上条例で定める額の月額収入を超えた者 条例で定める額 313,000 円</li> <li>・家賃=近傍同種の住宅の家賃（ただし、明渡し請求期限後は、近傍同種の住宅の家賃の 2 倍の範囲内で設定した額）</li> </ul>	

## 6 市営住宅附設駐車場

新設団地は昭和 61 年度、既設団地は平成 2 年度から有料駐車場を設置。対象者は市営住宅の入居者又は同居者で、自己の所有する自動車のために使用する場としている。

(H30. 4. 1 現在)

### ① 【東 部】 1,101 区画

住 宅 名	区画	使用料 (円)
綱 場	20	4,000
宿 町	280	3,500 (一部 4,500)
宿 町 第 2	210	3,500
宿 町 第 3	27	3,500
鶴 の 尾	42	3,500
西 山 台	63	5,000 (一部 6,500)
日見大曲 (住宅)	36	3,500
日見大曲 (アパート)	98	3,500
矢 上	108	3,500
矢 上 第 2	52	3,500
矢 上 第 3	165	3,500 (一部 4,500)

### ② 【西 部】 1,209 区画

住 宅 名	区画	使用料 (円)
木 鉢	15	4,000
小 浦	269	3,500 (一部 4,500)
小 江 原	103	4,000 (一部 5,200)
小 江 原 第 2	415	3,500 (一部 3,000、4,500)
小 江 原 第 3	106	3,500
福 田 本 町	87	3,500
三 重	214	3,500

### ③ 【南 部】 748 区画

住 宅 名	区画	使用料 (円)
草 住	19	4,500
毛 井 首	140	4,000
小 ケ 倉	224	3,500
十 善 寺	10	10,000
新 戸 町	108	4,000
二 本 松	203	3,500
茂 木	44	3,500

### ④ 【北 部】 1,986 区画

住 宅 名	区画	使用料 (円)
川 平	21	5,000
清 水	25	5,000
城 山 台	38	5,000 (一部 6,500)
中 河 内	77	4,500
滑 石	461	6,000 (一部 10,000)
大 園	293	6,000
花 丘	21	7,500 (一部 9,500)
文 教	53	6,000
三 原	45	5,000
三 芳	83	5,500 (一部 7,000)
女 の 都	188	4,000 (一部 5,200)
横 尾	382	5,000 (一部 6,500)
若 竹	63	5,000 (一部 6,500)
西 町	16	4,500

### ④ 【北 部】

西 町 第 2	36	4,500
若 葉	29	7,000
西 北	70	5,000
江 平	8	5,000
狩 股	77	5,000

### ⑤ 【香焼地区】 316 区画

住 宅 名	区画数	使用料 (円)
田 ノ 浦	49	2,000
深 浦	128	1,500 (一部 2,000)
恵 里 上	91	1,500 (一部 2,000)
本 村	48	2,000

### ⑥ 【伊王島地区】 106 区画

住 宅 名	区画数	使用料 (円)
塩 町	90	1,000
多 尾	10	1,000
瀬 戸 屋 敷	6	1,000

### ⑦ 【野母崎地区】 65 区画

住 宅 名	区画数	使用料 (円)
高 浜 第 1	6	3,000
高 浜 第 2	5	3,000
高 浜 第 3	16	2,000 (一部 3,000)
野 母 第 2	10	2,000 (一部 3,000)
脇 岬	20	2,000 (一部 3,000)
脇 岬 北 港	8	3,000

### ⑧ 【外海地区】 251 区画

住 宅 名	区画数	使用料 (円)
永 田 第 1	30	1,500
永 田 第 2	11	1,500
永 田 第 3	8	1,500
高 尾	6	1,500
松 本	17	1,500
松 山 迫	16	1,500
出 津	42	1,500
西 出 津	18	1,500
丸 尾	19	1,500
神 浦	22	1,500
夏 井	42	1,500
池 島 第 4	20	1,000

### ⑨ 【三和地区】 157 区画

住 宅 名	区画数	使用料 (円)
蚊 燒	17	2,000
須 浜 第 1	50	2,000
為 石	52	3,700
宮 崎 第 1	16	2,000
牟 田 尻	22	2,000

### ⑩ 【琴海地区】 9 区画

住 宅 名	区画数	使用料 (円)
長 浦	9	1,000 (一部 1,500)

# 建築指導

本市は、建築主事を置く「特定行政庁」として、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低限の基準を定めている建築基準法に基づく事務を行っている。

また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び長崎市中高層建築物等の建築紛争の予防に関する条例等の関係法令に基づく審査、指導業務を行っている。

## 1 建築確認・検査等件数

### (1) 建築確認等交付件数

(H29年度)

区分		建築物	工作物	建築設備	計
確認	長崎市建築主事	162	12	10	184
	指定確認検査機関	889	23	65	977
小計		1,051	35	75	1,161
計画通知	長崎市建築主事	27	10	24	61
	合計	1,078	45	99	1,222

### (2) 完了検査交付件数

(H29年度)

区分		建築物	工作物	建築設備	計
完了検査	長崎市建築主事	132	6	11	149
	指定確認検査機関	819	20	47	886
小計		951	26	58	1,035
完了検査《計画通知》		27	8	22	57
合計		978	34	80	1,092

## 2 許可・認定等件数

建築基準法に基づく許可・認定等

### (1) 許可件数

70件(内訳)  
・43条 47件  
・仮設 19件  
・その他 4件

### (2) 認定・承認件数

12件(内訳)  
・認定 1件  
・承認 11件

### (3) 仮使用の認定件数

11件

### (4) 道路の位置指定件数(法第42条第1項第5号)

3件

## 3 違反建築物・老朽危険建築物の指導

### (1) 違反建築物の措置 (29年度)

指導	是正
201件	50件

(2) 老朽危険建築物の調査・指導 (29年度)

調査・指導	解体・改修済
81件	56件

(3) 苦情・相談件数… 78件

#### 4 その他建築関連の条例等に基づく届出等

- (1) 中高層建築物等の建築紛争の予防に関する条例に基づく届出件数…77件
- (2) 長崎県福祉のまちづくり条例に基づく届出・報告件数…61件（民間52件 + 公共9件）
- (3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定件数…271件
- (4) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定件数…10件
- (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出件数 …1,034件
- (6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）に基づく届出件数（変更届含む） …94件

#### 5 安全・安心住まいづくり支援費

(1) 目的

地震災害に対する被害軽減のため、木造戸建住宅の耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事及び除却工事に要する費用の一部を助成する。

(2) 事業概要

ア 耐震診断費に係る助成

助成額 診断費46,200円のうち40,800円  
※30,800円（補助対象基準額）+10,000円（市単独）=40,800円

実績 平成29年度 59件

イ 耐震改修計画費に係る助成

助成額 設計費の2/3（上限 7万円）  
実績 平成29年度 20件

ウ 耐震改修工事費に係る助成

助成額 改修工事…工事費の1/2（上限 60万円）に県の上乗せ最大30万円あり  
※防災改修工事を併せて実施する場合  
工事費（防火）の1/2（上限 30万円）の上乗せ、ただし地域要件あり

建替工事…工事費の1/2（上限 30万円）に県の上乗せ最大30万円あり

実績 平成29年度 26件

エ 除却工事費に係る助成

助成額 工事費の2/5（上限 30万円）ただし地域要件あり  
実績 平成29年度 17件

#### 6 民間建築物耐震化推進事業費補助金

(1) 目的

特定の条件に該当する耐震基準不適合建築物に対し、耐震診断および耐震改修設計、耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。

## (2) 事業概要

### ア 耐震診断費に係る助成

(ア) 特定建築物（緊急輸送道路沿道の建築物を除く。）

助成額 診断費の2/3（上限 160万円）

実 績 平成29年度 0件

### (イ) 緊急輸送道路沿道の建築物

助成額 診断費の2/3（上限 240万円）

実 績 平成29年度 0件

### (ウ) 要緊急安全確認大規模建築物（平成28年度廃止）

### イ 耐震改修設計費に係る助成

#### (ア) 緊急輸送道路沿道の建築物

助成額 設計費の2/3（上限 400万円）

実 績 平成29年度 0件

#### (イ) 要緊急安全確認大規模建築物

助成額 設計費の2/3（上限額なし）

（別途、所有者に対しては国から耐震対策緊急促進事業による直接の補助金1/6あり）

実 績 平成29年度 0件

### ウ 耐震改修工事費に係る助成

#### (ア) 要緊急安全確認大規模建築物

助成額 一般・・・工事費の23%（上限なし、ただし補助対象限度額あり）

（別途、所有者に対しては国から耐震対策緊急促進事業による直接の補助金21.83%あり）

避難所等・・・工事費の2/3（上限なし、ただし、補助対象限度額あり）

（別途、所有者に対しては国から耐震対策緊急促進事業による直接の補助金1/15あり）

実 績 平成29年度 6件（内訳：一般 3件 避難所等 3件）

## 7 アスベスト対策費補助金

### (1) 目 的

多数の者が使用する民間建築物のアスベスト分析調査及び除去等工事の費用の一部を助成する。

### (2) 事業概要

#### ア 分析調査費に係る助成

助成額 調査費の10/10（上限 25万円）

実 績 平成29年度 5件

#### イ 除却等工事費に係る助成

助成額 工事費の2/3（上限 1,000万円）

実 績 平成29年度 0件

## 8 老朽危険空き家除却費補助金

### (1) 目 的

長年放置され老朽化し、周辺の住環境を悪化させている危険な空き家住宅の除却に要する経費の一部を助成する。

(2) 事業概要

除却工事費に係る助成

助成額 補助対象経費（除却工事費の8/10）の1/2（上限 50万円）

実 績 平成29年度 22件

**9 長崎市宅地のがけ災害対策費補助金（平成27年4月1日施行）**

(1) 目 的

災害が発生した個人が所有する宅地等のがけ面において、その対策工事に要する費用の一部を助成し、斜面地における市民の安全・安心な生活環境を確保する。

(2) 事業概要

災害対策工事費に係る助成

対象 : 個人が所有する宅地等のがけ崩れ、崩れた部分及びその両側において、第三者(第一  
三者が居住している建築物や道路、公園)に被害が及んでいる、若しくは、被害が及ぶ  
おそれがあるもの。

対象地域 : 市内全域

補助率 : 災害対策工事費の1/3(上限: 2,000千円)

平成30年4月1日現在

事 項	年 度	27	28	29
事前調査申請		30	22	12
補助対象		27	19	12
	交付申請 (交付決定額)	13 (8,873千円)	11 (7,561千円)	8 (4,895千円)

# 水道

## 1 沿革・業務実績

本市は、海沿いの急斜面が多いという地形上の特徴のため、昔から水には不自由してきた。そのため水道の歴史は古く、その起源は延宝元年（1673年）本五島町の乙名で廻船問屋を営んでいた倉田次郎右衛門が私財を投じ、長崎奉行所の援助を受けて創設した「倉田水桶」とされている。その後、この水道は近代水道が創設されるまでの218年もの間、人々の暮らしを支えてきた。

明治18年（1885年）、『コレラ』が猛威を奮ったが、このような悪疫の流行は人々の衛生思想の欠如と不良飲料水が主な原因とされ、在住の外国人等は水道設備の必要性を提唱、翌明治19年に着任した日下義雄県令は、水道布設が港湾都市長崎発展の緊急課題であるとの見地から、金井俊行区長と協議、意見の一致をみたので水道設置を決意し、吉村長策氏を長崎県技師に任用して水道の設計にあたらせた。

吉村技師の設計は総工事費が30万円にも上るもので、当時の区の年間予算約4万円では到底賄えるものではなく、また、人々の衛生思想が未発達であったため、町には反対の火の手が上がり賛成派との対立が激化していった。この間にあっても日下県令、金井区長の水道布設に対する強い決意は変わることなく、明治22年（1889年）1月の臨時区議会において『区立水道布設議案』が可決された。

その後、工事期間2年余りにして明治24年（1891年）3月に本河内水源地が完成し、横浜（明治20年10月）、函館（明治22年9月）に次ぐ我が国3番目の近代水道（水道専用ダムの建設は我が国初）として同年5月16日から待望の給水が開始された。

平成3年に本市の水道は記念すべき創設100周年を迎、水道2世紀目への第一歩を記した。その間には、昭和20年8月9日の原子爆弾による被災、昭和30年代から昭和40年代にかけての「長崎砂漠」と称されたほどの渇水、昭和57年7月23日の大水害、平成6年から平成7年にかけての渇水等、多くの難問に直面してきたが、施設の整備拡充とともに、市域内外に水源を求め、安定した給水の確保に努めてきた。

なお、平成17年1月4日に近隣6町と、平成18年1月4日に近隣1町と合併したことにより、上水道事業4、簡易水道事業12、飲料水供給事業3を有することとなったが、より安定した給水体制を確立するため、長崎市水道への統合に取り組んでいる。

（各年度末）

区分	年 度	27	28	29
行政人口(人)		430,350	424,066	418,134
給水人口(人)		420,796	414,652	408,851
普及率(%)		97.78	97.78	97.78
給水戸数(戸)		218,166	218,272	217,438
年間給水量(m <sup>3</sup> )		45,306,210	44,901,270	45,098,710
有収水量(m <sup>3</sup> )		40,181,008	40,088,201	39,641,036
有収率(%)		88.69	89.28	87.90
1日平均給水量(m <sup>3</sup> )		123,787	123,017	123,558
1日最大給水量(m <sup>3</sup> )		197,840	135,560	134,610
1人1日平均給水量(1)		294	297	302
1人1日最大給水量(1)		470	327	329
1日配水施設能力(m <sup>3</sup> )		191,715	191,686	191,291
職員数(人)		188	183	183

## 2 料金・加入金

### (1) 水道料金

(H22.9月分から適用)

用 途	基 本 料 金		従 量 料 金	
	メーターの口径	金額(1か月につき)	単 位	金 額
一 般 用	20 ミリ以下	805 円	(1 m <sup>3</sup> につき)	
	25 ミリ	1,000 円		70 円
	40 ミリ	2,500 円		260 円
	50 ミリ	4,500 円		330 円
	75 ミリ	9,500 円		396 円
	100 ミリ	16,000 円		
	150 ミリ	33,000 円		
	200 ミリ以上	45,000 円		
公 衆 浴 場 用	一 般 用 と 同 じ		1 m <sup>3</sup> につき	70 円
船 舶 用	一 般 用 と 同 じ		1 m <sup>3</sup> につき	170 円
臨 時 用	——		1 m <sup>3</sup> につき	396 円

#### 備考

- 1 「一般用」とは、公衆浴場用、船舶用及び臨時用以外のものをいう。
- 2 「公衆浴場用」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）第2条に規定する公衆浴場の用に供するものをいう。
- 3 「船舶用」とは、船舶の給水の用に供するものをいう。
- 4 「臨時用」とは、工事その他臨時の用に供するものをいう。

※水道料金の額は、上の表より算定して得た額に消費税相当額を加算して得た額。

### (2) 水道利用加入金

ア 対 象 給水装置の新設工事、給水せん増設に伴うメータ一口径の増径工事

イ 実 施 昭和51年5月1日以降の申し込みより

ウ 金 額

(S59.4.1改定)

メータ一口径 (mm)	13	20	25	40	50	75	100	150	200 以上
金 額 (千円)	60	133	250	760	1,160	2,800	4,850	10,500	管理者が別に定める額

※ 加入金の額は、上の表に定める額に消費税相当額を加算して得た額。

### 3 経営状況

平成 29 年度における経営状況は、収益においては、営業収益が 9,629,159 千円で前年度比 1.1 パーセント、110,998 千円の減収となっており、うち、給水収益は 9,319,980 千円で前年度比 1.1 パーセント、106,423 千円の減収となっている。また、営業外収益が 1,716,554 千円で前年度比 9.9 パーセント、187,932 千円の減収となっており、特別利益が 12,234 千円で前年度比 854 パーセント、10,952 千円の増収となっている。この結果、総収益は 11,357,947 千円となり、前年度比 2.5 パーセント、287,978 千円の減収となっている。

費用においては、総費用は 9,287,552 千円で前年度比 0.1 パーセント未満、420 千円の増加となっている。この結果、損益勘定は 2,070,395 千円の純利益が生じた。

一方、資本的収支では、本年度 5,610,907 千円の財源不足が生じたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 409,583 千円、繰越工事資金 402,100 千円、損益勘定留保資金 2,528,954 千円、減債積立金 113,514 千円、建設改良積立金 2,091,775 千円及び基金積立金 64,981 千円で補てんした。

長崎市水道事業基金は、66,352 千円を積み立て、11,195 千円処分したため基金総額は、1,082,208 千円となった。

水道事業会計の概要

区分	年度	28 年度決算	29 年度決算	30 年度（当初）予算
水道事業収益		11,645,924 千円	11,357,947 千円	11,793,894 千円
水道料金収入	水道料金収入	9,426,404	9,319,980	10,014,173
	一般会計補助金	52,115	44,658	44,987
	その他の	2,167,405	1,993,309	1,734,734
水道事業費用		9,287,132	9,287,552	10,192,831
職員給与費	職員給与費	1,453,483	1,446,041	1,469,763
	支払利息	326,276	299,077	281,541
	減価償却費	4,365,638	4,344,877	4,476,314
	動力費	515,389	576,633	642,711
	薬品費	100,974	86,423	102,522
	その他の	2,525,372	2,534,501	3,219,980
資本的収入		1,822,303	2,456,938	1,437,198
企業債	企業債	359,000	900,500	102,000
	補助金	360,472	760,208	384,222
	その他の	1,102,831	796,230	950,976
資本的支出		5,713,661	8,067,845	6,594,663
うち	建設改良費	4,553,540	6,849,039	5,394,325
	工事費等	4,281,466	6,583,248	5,113,746
	人件費	258,938	250,617	268,832
	純事務費	13,136	15,174	11,747
	企業債償還金	1,035,708	1,031,049	1,085,779
その他の		124,413	187,757	114,559

区分		年度	28年度決算	29年度決算	30年度(当初)予算
経営分析		当 年 度 純 利 益	2,358,792 千円	2,070,395 千円	1,601,063 千円
		利 益 剰 余 金 合 計	5,573,027	6,716,934	5,086,176
		企 業 債 現 在 高	14,526,045	14,395,496	13,411,717
		供 給 単 價	235.14 円/ m <sup>3</sup>	235.11 円/ m <sup>3</sup>	245.70 円/ m <sup>3</sup>
		給 水 原 價	230.37 円/ m <sup>3</sup>	233.19 円/ m <sup>3</sup>	234.74 円/ m <sup>3</sup>
		対 料 金	企業債元利償還金	14.45%	14.27%
		収 入 比	職員給与費	15.42%	15.52%
					13.65%
					14.68%

(注) 決算の欄においては、「水道事業収益」及び「水道事業費用」は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載し、「資本的収入」及び「資本的支出」は消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記載している。

予算の欄においては、全て消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記載し、当年度純利益の欄は消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額の收支差引額を記載している。

平成 26 年度からは、新会計制度を適用している。

## 4 施 設

### (1) 水源施設

本市には、水源になるような大きな河川がなく、また、地下水にも恵まれていないため、水源の大部分は、15箇所のダム貯水池（市内 12、市外 3）に依存している。

#### ア ダム

(30.3.31)

貯水池	総貯水量	有効貯水量	水道有効量	1日最大取水量
本河内高部	496,000 m <sup>3</sup>	386,000 m <sup>3</sup>	386,000 m <sup>3</sup>	5,500 m <sup>3</sup>
本河内低部	607,000	577,000	43,000	1,000
西山	1,580,000	1,470,000	760,000	8,100
小ヶ倉	2,040,000	1,940,000	1,690,000	10,500
浦上	1,972,000	1,900,000	1,900,000	22,500
神浦	6,840,000	6,280,000	5,070,000	48,000
河通				
雪浦	3,900,000	3,220,000	1,620,000	32,700
萱瀬	6,810,000	5,940,000	813,000	12,000
式見	2,150,000	2,050,000	1,380,000	9,000
鹿尾	1,140,000	1,000,000	630,000	7,600
鳴見	2,250,000	2,190,000	1,740,000	11,500
中尾	1,580,000	1,470,000	1,000,000	8,700
落矢(休止中)	—	—	—	—
黒浜	300,000	275,000	125,000	1,000
高浜	187,000	179,000	103,000	300
計	31,852,000	28,877,000	17,260,000	178,400

## イ 取水状況

(29年度)

区分		取水量	構成比	区分	取水量	構成比
表流水	自 流	5,769,695m <sup>3</sup>	12.01%	地 下 水	543,618m <sup>3</sup>	1.13%
	ダ ム	41,493,280m <sup>3</sup>	86.38%	そ の 他	228,917m <sup>3</sup>	0.48%
				合 計	48,035,510m <sup>3</sup>	100.0

## (2) 净水施設

浄水場は、大きな水源はないため分散しており、老朽化した施設については、年次的な計画により整備・改良を行い、給水能力の維持を図っている。

## 主な浄水場

(30.3.31)

浄水場名	浄水方法	公称施設能力
本河内	急速ろ過	14,100m <sup>3</sup> /日
浦上	〃	21,500
東長崎	〃	19,460
道ノ尾	〃	11,160
手熊	〃	92,930
三重	〃	
小ヶ倉	〃	17,000
為石	緩速ろ過	810
以下宿	〃	815
大首	〃	570
宮崎	急速ろ過	3,100
村松	〃	1,001

## (3) 高部配水施設

本市は平地が少ないため、丘陵地が住宅地域の多くを占めている。

昭和35年当時の人口集中地区は、標高80m程度に最高地点を有していたが、現在さらに高部地域へと年々拡大している。

したがって、これら高部地域に給水するため、標高370mに位置しているこしき岩配水槽(270m<sup>3</sup>)など、239箇所に配水池、配水槽及び減圧槽を設置しており、最高地点では、350m程度の地域に給水するなど、本市の地形上のあい路を克服して給水に努めている。

## 配水池・配水槽・減圧槽の設置状況

(30. 3. 31)

標 高	設 置 箇 所 数	貯 水 容 量
251m以上	15	9, 988m <sup>3</sup>
201m～250m	17	16, 267. 5m <sup>3</sup>
151m～200m	35	23, 508m <sup>3</sup>
101m～150m	40	26, 512m <sup>3</sup>
51m～100m	30	47, 105m <sup>3</sup>
50m以下	2	29, 800m <sup>3</sup>
旧長崎市計	139	153, 180. 5m <sup>3</sup>
旧7町計	100	19, 236. 4m <sup>3</sup>
計	239	172, 416. 9m <sup>3</sup>

## (4) 管路延長状況

(30. 3. 31)

区 分	計	導 水 管	送 水 管	配 水 管
計	2, 580, 176m	128, 706m	192, 582m	2, 258, 888m
1, 000 以上	31, 012m	20, 069m	6, 720m	4, 223m
900～500	67, 656m	14, 393m	9, 118m	44, 145m
450～250	258, 907m	45, 801m	46, 180m	166, 925m
200～ 75	1, 416, 092m	39, 604m	110, 956m	1, 265, 532m
75mm未満	806, 510m	8, 839m	19, 608m	778, 063m

※ ずい道等も含む。

## (5) 漏水防止対策

ア 平成 29 年度漏水量 3, 197, 303m<sup>3</sup> (年間総給水量の 7. 09%)

イ 防 止 対 策 予防的対策として、配水施設整備事業による老朽管の布設替えを施工するとともに、対症療法的対策として、次のような対策を講じている。

(ア) 給水区域を配管延長約 2～4kmにブロック分けし、流量を測定するための測定栓に電磁流量計を設置して、夜間最小流量を計測する方法により漏水調査を実施している。

(イ) 過去 4 年間 (平成 24～27 年度) の夜間最小流量の測定結果を基に、漏水の量により A、B、C の 3 ランクに分類し、ランクに応じた頻度できめ細かく漏水調査を実施し、修繕を行っている。

(ウ) 配水槽、減圧槽水系等に超音波流量計等を設置し、配水量等を監視及び分析することにより、異常があればその水系の漏水調査を直ちに実施している。

ウ 平成 29 年度実績 配水管延長約 1, 470kmで漏水調査を実施し、559 件を修理、年間 2, 247, 000m<sup>3</sup> (推定) の漏水を防止

## 5 拡張事業

### (1) 拡張事業の沿革

本市は、地形的に水資源に恵まれないため、市域拡大等による人口増加や産業の発達による水の需要量の増加に対応するためには、常に水源開発に努めなければならないといった状況下にあり、今日まで7回に及ぶ拡張事業を行ってきている。

水道創設後、第4回拡張事業までに5つのダムを建設し、給水状況は、一応の緩和をみたが、第2次世界大戦後の人口増加や商工業の発達等により、水の需要量は増加の一途をたどった。

そこで、第5回拡張事業では、大村市の萱瀬ダムから道ノ尾浄水場に1日12,000m<sup>3</sup>の原水を導入するため、大村湾の海底約6kmに導水管を布設するという大事業を行い、次の第6回拡張事業では、遠く西彼杵半島にも水源を求め、市外の神浦、河通、雪浦ダム、並びに、市内の式見ダムの合わせて4つのダムを建設し、これらのダムから本市全体の取水量の約50%に相当する1日92,700m<sup>3</sup>を取水できるようになり、現在、一応安定した給水状況になった。

しかしながら、下水道の普及にも見られるように近年著しい生活水準の向上とともに、都市用水の使用は増加することが予想されるため、供給についての不安が生じないよう第7回拡張事業を策定し、昭和56年3月31日に認可を受けた。

なお、この事業は、未給水地区の解消と、7.23長崎大水害を教訓とする長崎水害緊急ダム建設事業（長崎県施行）および合併後の安全で安定した水の供給等を図る水道施設統合整備事業の推進を目的としており、現在、平成19年10月16日に第7回拡張事業第4次変更認可を受け施行中である。

名 称	起工年月	完成年月	事 業 費	計 画		築造施設
				給水人口	1日最大給水量	
創 設	明治22年4月	明治24年3月	千円 282	人 60,000	m <sup>3</sup> 5,460	本河内高部水源池
第1回拡張	明治33年8月	明治37年3月	1,461	182,000	20,000	西山水源池 本河内低部水源池 西山低部浄水場
第2回拡張	大正9年10月	大正15年3月	5,179	269,000	29,000	小ヶ倉水源池 出雲浄水場
第3回拡張	昭和16年9月	昭和20年2月	5,444	294,300	55,900	浦上水源池 鹿尾川分水
第4回拡張	29年3月	39年3月	541,011	314,000	82,300	八郎川取水 矢上浄水場 川平川・長与川取水
第5回拡張	38年4月	42年3月	1,603,400	367,500	96,340	大村市萱瀬ダム取水 宮摺川取水 道ノ尾浄水場
第6回拡張	42年4月	56年3月	17,390,000	439,800	182,520	神浦ダム、河通ダム 雪浦ダム、式見ダム 手熊浄水場
第7回拡張	54年4月	平成31年3月	75,423,000	435,300	178,700	鹿尾ダム、鳴見ダム 小ヶ倉浄水場 三重浄水場 中尾ダム、雪浦第2ダム 東長崎浄水場

## (2) 第7回拡張事業

### ア 計画のあらまし

本事業は、当初昭和60年度を目標年次として認可を得、鹿尾ダム、鳴見ダムの建設により新規水源を開発するとともに、あわせて、相川・樅山・平地・東部の各簡易水道事業の中央水道への統合を59年度までに完了した。

第1次変更では、目標年次を平成7年度に定め、鳴見ダム、式見ダムの取水量の見直しと、鹿尾川水道組合から継承した水量の中央水道へ組み入れ、水質・水量に不安定な太田尾・飯香浦両簡易水道の中央水道への統合（平成4年3月完了）及び市周辺地域の未給水地区（東部）の解消（平成8年3月完了）を行い、普及率の向上を図った。

第2次変更では、長崎県施行の長崎水害緊急ダム建設事業において、水道専用の本河内高部、本河内低部、西山、浦上ダムの多目的化及び既設の雪浦ダムの改良並びに代替水源としての中尾ダム及び雪浦第2ダムの建設による1日1,400m<sup>3</sup>の新規水源を開発し、あわせて水道施設の統廃合と関連する導水施設等の整備を行うとともに、茂木地区の給水の万全を期するため茂木水道事業を中央水道に統合（平成7年度完了）し、長崎市上水道事業として一元化を図ることとした。

第3次変更では、第2次変更による施策に加え、未給水地区の解消を図るため給水区域の拡張を含む長期的な水需給計画の見直しを実施し、目標年次を平成22年度、計画給水人口423,100人、計画1日最大給水量187,800m<sup>3</sup>として施行した。

第4次変更では、第3次変更による施策に加え、水道未普及地域の解消、水道事業の一元化に伴う給水区域の拡張を含む長期的な水需給計画の見直しを実施し、目標年次を平成37年度、計画給水人口426,500人、計画1日最大給水量171,600m<sup>3</sup>として施行中である。

### 一事業の概要

計画目標年次	平成37年度	計画給水人口	426,500人
事業期間	昭和54年度～平成31年度	公称施設能力	230,477m <sup>3</sup>
工事期間	昭和54年度～平成31年度	1日最大給水量	171,600m <sup>3</sup>
計画給水区域	現在の給水区域に周辺地区加え、相川・樅山・平地・東部簡易水道区域、及び太田尾・飯香浦の各簡易水道区域の統合（太田尾・飯香浦統合簡易水道施設整備事業）と、未給水地区の解消（未給水地区無水源簡易水道事業）、茂木水道を中央水道へ統合（上水道統合整備事業）および合併町の水道事業を統合する（水道施設統合整備事業）	1人1日最大給水量	4050
		新規開発取水量	20,500m <sup>3</sup> /日
		新規開発給水量	19,000m <sup>3</sup> /日
		全体事業費	約 904億円
		第7回拡張事業	約 244億円
		太田尾・飯香浦統合簡易水道施設整備事業	約 6億円
		未給水地区無水源簡易水道事業	約 70億円
		上水道統合整備事業	約 317億円
		水道施設統合整備事業	約 127億円

イ 施設の概要（上水道統合整備事業）

- ・貯水施設 多目的ダム (新設) 1箇所 (中尾ダム)
- 〃 (改築) 2箇所 (西山、本河内高部ダム)
- 〃 (改良) 2箇所 (本河内低部、浦上ダム)
- ・導水施設 導水管  $\phi 500\sim 250\text{mm}$  総延長 約 3,150m  
ポンプ場 4箇所 (浦上、西山、中尾、矢上)
- ・浄水施設 —— 浄水場 1箇所 (東長崎)
- ・送水施設 送水管  $\phi 800\sim 200\text{mm}$  総延長 約 5,026m  
ポンプ場 2箇所 (小江、浦上)
- ・配水施設 配水管  $\phi 800\sim 250\text{mm}$  総延長 約 20,494m  
配水池 2箇所 (東長崎、浦上)

ウ 水源の新規開発（長崎水害緊急ダム建設事業）

(単位:  $\text{m}^3$ )

区分	ダム名	工法	1日最大取水量			1日最大給水量増減
			現行取水量	計画取水量	差引増減	
既設ダム	本河内高部	改築	$\text{m}^3/\text{日}$ 5,200	$\text{m}^3/\text{日}$ 6,500	$\Delta$ 2,900	1,300
	本河内低部	改良	4,200			
	西山	改築	11,400	8,100	$\Delta$ 3,300	
	浦上	改良	25,000	23,900	$\Delta$ 1,100	
新設ダム (振替ダム)	中尾	新築	0	8,700	8,700	
合計			45,800	47,200	1,400	1,300

※長崎県は平成20年度に、雪浦第2ダムの建設を中止し、その代替水源として浦上ダムの再開発により利水容量を確保する計画変更を行っている。なお、浦上ダムが平成21年12月25日に国土交通省の方針で検証の対象ダムとなったことに伴い、長崎県においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」、「長崎県公共事業評価監視委員会」等を経て現行計画案どおり事業継続とする対応方針を決定し、平成23年7月26日付で国土交通大臣に報告。平成24年10月29日に開催された「第26回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、浦上ダムの事業継続が了承され、同年11月12日に国土交通省は浦上ダムの対応方針を「継続」と決定した。

エ 施設の概要（水道施設統合整備事業事業）

- ・導水施設 導水管  $\phi 200\text{mm}$  総延長 約 4,000m
- 配水地 8箇所 (上黒崎調整池、琴海調整池等)
- ・送水施設 送水管  $\phi 450\sim 50\text{mm}$  総延長 約 119,400m  
ポンプ場 17箇所 (新香焼、上黒崎等)
- ・配水施設 配水管  $\phi 150\sim 50\text{mm}$  総延長 約 8,900m  
配水池 5箇所 (新遠見、大崎宮摺等)

## 長崎市の主な水道施設



# 下 水 道

## 1 沿革・業務実績

公共下水道は、衛生的な環境づくり、公共用水域の水質の保全、市街地の浸水防止を目的とし、汚水の排除及び浄化、雨水の排除を行う都市施設である。

公共下水道による雨水と汚水の排除方式として、両者を 1 本の管渠で流す合流式と、別々の管渠で流す分流式とがあるが、本市では、分流式を採用している。

本市の公共下水道計画では、市域のうち市街化区域を基本に全体計画区域を定め、それを主に地形的要因により処理区を分割しており、また、周辺 7 町との合併により、平成 29 年度末現在で、全体計画区域面積 7,011.6ha、14 処理区となっている。

雨水の排除については、緊急性の高い地域より順次、計画区域とし、平成 29 年度末現在、29 排水区を設定している。昭和 27 年に着手した本市の下水道事業は、その後、区域の拡大を図り、平成 29 年度末現在、汚水排水 6,970.3ha、雨水排水 1,146haについて事業計画を策定し、事業を実施している。

平成 29 年度末における事業の進捗状況は、処理面積 5,774.2ha、処理人口 398,577 人、普及率 94.0% で、供用中の処理場が 11 箇所、雨水排水ポンプ場が 2 箇所となっている。

なお、平成 16 年度から下水道事業に地方公営企業法を全面適用するとともに、水道局との組織統合を行っている。

## 2 経営状況

平成 29 年度における経営状況は、収益においては、営業収益が 9,916,611 千円で前年度比 0.7 パーセント、73,033 千円の減収となっており、うち下水道使用料は 8,005,500 千円で前年度比 0.9 パーセント、69,039 千円の減収となっている。また、営業外収益が 3,088,864 千円で前年度比 4.4 パーセント、142,869 千円の減収となっており、特別利益が 1,675 千円で前年度比 52.3 パーセント、1,836 千円の減収となっている。この結果、総収益は 13,007,150 千円となり、前年度比 1.6 パーセント、217,738 千円の減収となっている。

費用においては、総費用は 11,385,024 千円で前年度比 0.2 パーセント、22,775 千円の増加となっている。この結果、損益勘定は、1,622,126 千円の純利益が生じた。

一方、資本的収支では、本年度 4,370,463 千円の財源不足が生じたが、当年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整額 143,286 千円、繰越工事資金 30,656 千円、損益勘定留保資金 2,517,700 千円及び減債積立金 1,678,821 千円で補てんした。

## 下水道事業会計の概要

区分	年 度	28年度決算	29年度決算	30年度(当初)予算
下 水 道 事 業 収 益	13,224,888千円	13,007,150千円	13,551,146千円	
下 水 道 使 用 料 収 入	8,074,539	8,005,500	8,640,657	
	一 般 会 計 补 助 金	19,925	14,253	27,460
	そ の 他	5,130,424	4,987,397	4,883,029
下 水 道 事 業 費 用	11,362,249	11,385,024	11,863,216	
職 員 給 与 費	540,375	554,990	562,182	
	支 払 利 息	1,606,089	1,434,904	1,364,218
	減 価 償 却 費	6,031,520	6,031,379	6,029,544
	動 力 費	41,151	42,005	44,218
	薬 品 費	7,826	8,746	16,788
	そ の 他	3,135,288	3,313,000	3,846,266
資 本 的 収 入	(6,055,119) 8,645,167	(6,556,179) 9,458,651	(6,249,211) 6,249,211	
企 業 債	(2,778,400) 5,368,448	(2,551,400) 5,453,872	(2,537,300) 2,537,300	
	国(県)補助金	840,963	1,057,217	1,216,877
	そ の 他	2,435,756	2,947,562	2,495,034
資 本 的 支 出	(10,926,776) 13,516,824	(10,883,241) 13,785,713	(10,836,083) 10,836,083	
建 設 改 良 費	3,587,133	3,345,241	3,691,455	
うち 工 事 費 等	3,385,392	3,132,414	3,470,414	
	人 件 費	192,236	201,164	208,994
	純 事 務 費	9,505	11,663	12,047
	企 業 債 償 戻 金	(7,211,832) 9,801,880	(7,149,937) 10,052,409	(7,025,873) 7,025,873
そ の 他	127,811	388,063	118,755	

区分	年 度	28年度決算	29年度決算	30年度(当初)予算
経 営 分 析	当 年 度 純 利 益	1,862,639	1,622,126	1,687,930
	利 益 剰 余 金 合 計	4,487,354	5,163,586	4,812,019
	企 業 債 現 在 高	84,200,343	79,789,406	76,198,433
	使 用 料 単 価	209.11円/ m <sup>3</sup>	209.00円/ m <sup>3</sup>	207.90円/ m <sup>3</sup>
	汚 水 处 理 原 価	166.11円/ m <sup>3</sup>	167.18円/ m <sup>3</sup>	166.69円/ m <sup>3</sup>
	対 使用 料 収 入 比	(109.21%) 141.28%	(107.24%) 143.49%	(97.10%) 97.10%
	職 員 給 与 費	6.69%	6.93%	6.51%

(注) 決算の欄においては、「下水道事業収益」及び「下水道事業費用」は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載し、「資本的収入」及び「資本的支出」は消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記載している。

予算の欄においては、全て消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記載し、当年度純利益の欄は消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額の収支差引額を記載している。

表中の上段かっこ書きは、民間資金借換債及び公的資金借換債の借入額並びに当該借換債に係る償還額を

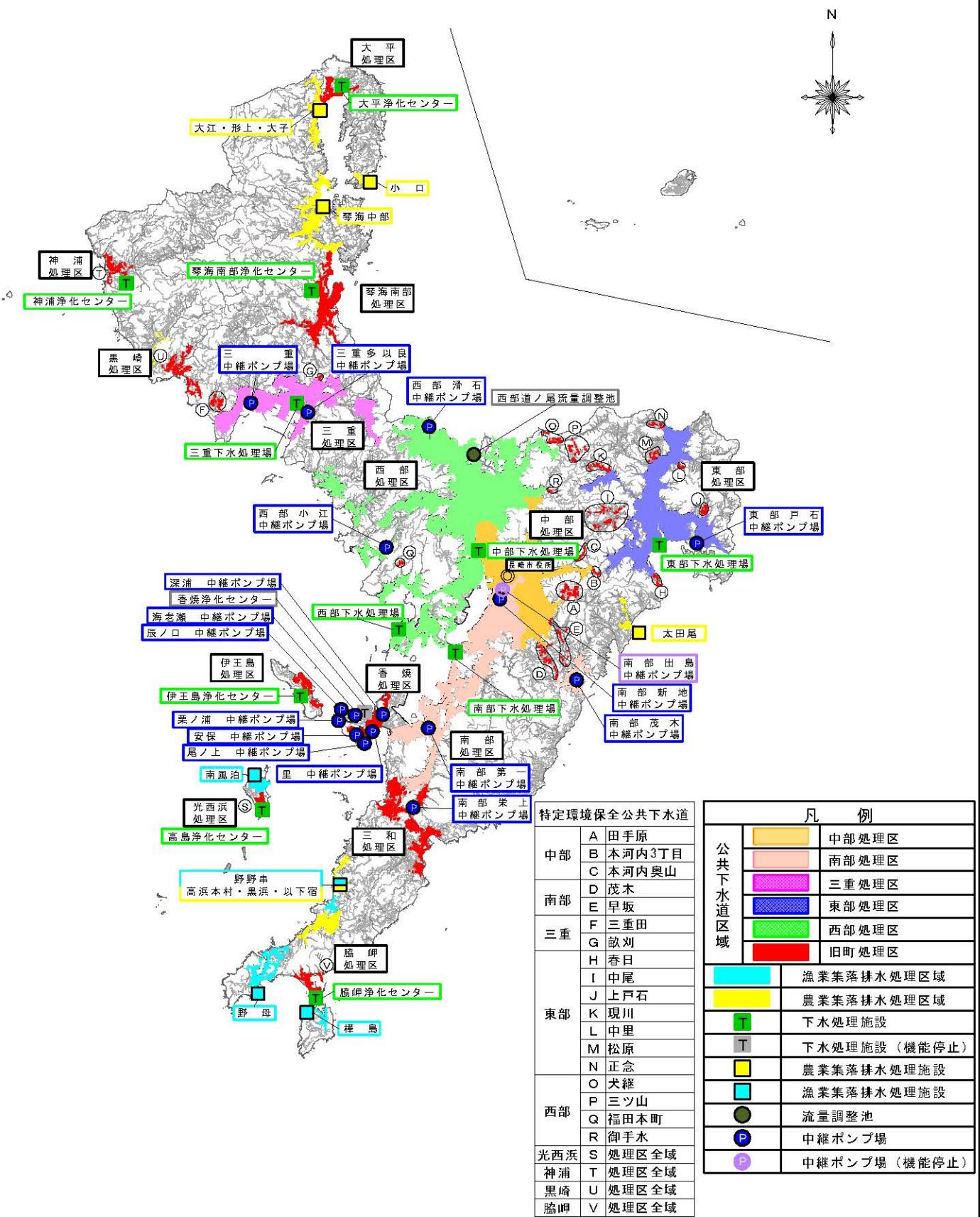
除いた金額を記載している。

### 3 計画と現況・普及状況

(平成 29 年度末現在)

事 業 区 分	全 体 計 画	事 業 計 画	平成 29 年度末実績	備 考
a 建設 (百万円)	—	336,665		
b 処理面積 (ha)	7,011.6	6,970.3	5,774.2	
c 告示世帯 (世帯)	—	—	195,632	
d 処理人口 (人)	338,310	394,600	398,577	
e 汚水管延長 (km)	—	—	1,836.2	
f 雨水管延長 (km)	—	—	249.2	
g 処理場 (箇所)	11	11	稼働 11	
h 汚水ポンプ場 (箇所)	16	16	稼働 16	
i 雨水ポンプ場 (箇所)	2	2	稼働 2	
j 水洗化世帯 (世帯)	—	—	189,470	
k 水洗化人口 (人)	—	—	386,393	
整 備 指 標				
l 市域面積 (ha)	40,586	普 及 率 d / n (%)	94.0	
m 市域世帯 (世帯)	208,293	水洗化率 k / d (%)	96.9	
n 市域人口 (人)	424,094			

# 長崎市の下水道等施設の現況



#### 4 長崎市公共下水道整備状況

##### (1) 汚水

(平成 29 年度末現在)

処理区		全体計画	事業計画	平成 29 年度末実績	備考
合計	処理面積 (ha)	7,011.6	6,970.3	5,774.2	普及率 94.0%
	処理人口 (人)	338,310	394,600	398,577	
旧長崎市	中部処理区	処理面積 (ha)	1,013.9	1,013.9	914.7
		処理人口 (人)	60,020	70,380	71,180
	南部処理区	処理面積 (ha)	1,194.8	1,193.2	984.7
		処理人口 (人)	63,180	73,990	72,597
	三重処理区	処理面積 (ha)	671.5	667.9	463.2
		処理人口 (人)	12,640	14,740	19,395
	東部処理区	処理面積 (ha)	1,013.1	1,004.5	794.9
		処理人口 (人)	34,750	40,400	43,828
	西部処理区	処理面積 (ha)	2,425.9	2,406.9	1,999.1
		処理人口 (人)	145,310	169,030	167,441
香焼地区	香焼処理区	処理面積 (ha)	124.4	124.4	124.2
		処理人口 (人)	3,500	4,100	3,621
伊王島地区	伊王島処理区	処理面積 (ha)	42.9	39.4	39.1
		処理人口 (人)	480	620	658
高島地区	光西浜処理区	処理面積 (ha)	15.0	15.0	15.0
		処理人口 (人)	160	220	216
外海地区	神浦処理区	処理面積 (ha)	24.1	24.1	24.0
		処理人口 (人)	870	1,080	678
	黒崎処理区	処理面積 (ha)	36.4	36.4	32.9
		処理人口 (人)	900	1,120	1,012
野母崎地区	脇岬処理区	処理面積 (ha)	38.2	38.2	37.7
		処理人口 (人)	1,300	1,600	1,303
三和地区	三和処理区	処理面積 (ha)	183.8	183.8	159.1
		処理人口 (人)	8,100	9,600	9,104
琴海地区	琴海南部処理区	処理面積 (ha)	191.0	186.0	153.9
		処理人口 (人)	6,180	6,690	6,602
	大平処理区	処理面積 (ha)	36.6	36.6	31.7
		処理人口 (人)	920	1,030	942

※ 本表には、西彼杵郡長与町に係る分は含まれていない。

※ 合計処理面積の端数は切り捨て

## (2) 雨 水

(平成 29 年度末現在)

排 水 区	排 水 面 積 (ha)	
	事業計画面積	平成 29 年度末実績
中 部 第 一	144	122.82
中 部 第 二	26	15.75
中 部 第 三	81	2.69
中 部 シ シ ト キ	26	10.97
中 部 出 島	37	35.79
北 部	101	101.00
柳 田	18	14.64
江 川 第 一	45	31.52
江 川 第 二	32	23.24
深 堀 第 一	46	38.38
深 堀 第 二	34	25.06
東 部 田 中	41	33.01
東 部 平 間	36	8.54
東 部 東	40	1.45
東 部 矢 上	45	41.82
中 園	27	26.23
福 田	25	22.67
相 川	5	4.94
式 見 第 一	34	31.95
式 見 第 二	35	34.20
手 熊	35	30.45
小 江 第 一	17	15.30
小 江 第 二	42	28.91
田 上	14	11.45
茂 木 第 一	11	9.40
茂 木 第 二	21	17.34
北 浦	35	27.37
本 村	54	39.60
安 保	39	17.17
合 計	1,146	823.66

## 5 下水道使用料

(H13.5月分から適用)

種 別	基本使用料	従 量 使 用 料	
		単 位	金 額
一 般 汚 水	1,000 円	1 m <sup>3</sup> ～10 m <sup>3</sup> (1 m <sup>3</sup> につき)	20 円
		11 m <sup>3</sup> ～50 m <sup>3</sup> (1 m <sup>3</sup> につき)	180 円
		51 m <sup>3</sup> ～100 m <sup>3</sup> (1 m <sup>3</sup> につき)	395 円
		101 m <sup>3</sup> 以上 (1 m <sup>3</sup> につき)	460 円
浴 場 業 汚 水	1,000 円	1 m <sup>3</sup> につき	10 円

備考

- 1 「一般汚水」とは、浴場業汚水以外の汚水をいう。
- 2 「浴場業汚水」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和 56 年法律第 68 号）第 2 条に規定する公衆浴場から排除される汚水をいう。

※下水道使用料の額は、上の表より算定して得た額に消費税相当額を加算して得た額。

## 6 水洗便所改築資金貸付制度

- (1) 規程制定年月 昭和 37 年 3 月
- (2) 貸 付 限 度 額 60 万円以内
- (3) 利 子 無利子
- (4) 償 還 方 法 60 カ月以内均等償還（貸付月の翌月から）

## 7 受益者負担金・分担金

- (1) 条例制定年月 昭和 44 年 12 月（昭和 52 年 12 月・平成 12 年 12 月一部改正）
- (2) 徴収開始年月日 昭和 46 年 4 月 1 日
- (3) 徴 収 年 限 3 年（年 4 回 12 回分割）
- (4) 単位負担金額 1m<sup>2</sup>当たり 200 円（昭和 53 年 4 月 1 日改定）
- (5) 前納報奨金制度

負担金を 3 年全額または数期（当該年度分＋次年度分以降）を一括して納付した場合、次の算式により前納報奨金を支給する。

期別納付額 × 0.6 / 100 × 前納延月数

## 8 下水処理場の現況

### (1) 施設

区分 名称	中部 下水処理場	南部 下水処理場	三重 下水処理場	東部 下水処理場	西部 下水処理場	香 焼 浄化センター
場 所	茂里町 2番2号	戸町5丁目 985番地	京泊2丁目 8番50号	田中町 279番地46	神ノ島町1丁目 367番地11	香焼町 924番地1
事業開始年度	S28年度	S51年度	S52年度	S59年度	S61年度	S49年度
供用開始時期	S36年12月	S59年4月	S59年8月	H元年4月	H4年7月	S55年7月
敷地面積(m <sup>2</sup> )	28,000	43,200	37,400	37,000	92,100	10,400
排水方式	分流式	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
処理方式	標準活性汚泥法	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
処理能力 全 体 計 画 ( m <sup>3</sup> / 日 )	廃止	37,500	6,700	14,400	98,600	H19.6.1 機能停止
処理能力 現 況 ( m <sup>3</sup> / 日 )	32,900	39,000	11,500	19,900	69,000	H19.6.1 機能停止

区分 名称	伊王島 浄化センター	高 島 浄化センター	神 浦 浄化センター	脇 岬 浄化センター	琴海南部 浄化センター	大 平 浄化センター
場 所	伊王島町2丁 目1178番地5	高島町 2707番地34	神浦向町 293番地2	脇岬町 3803-6	琴海村松町 760番地3	琴海大平町 1250番地
事業開始年度	H10年度	H9年度	H8年度	H10年度	H10年度	H16年度
供用開始時期	H15年3月	H12年1月	H14年4月	H21年3月	H17年3月	H22年3月
敷地面積(m <sup>2</sup> )	3,500	3,000	6,150	3,100	9,300	2,500
排水方式	分流式	同 左	同 左	同 左	同 左	同左
処理方式	OD法	同 左	同 左	同 左	長時間 エアレーション法	OD法
処理能力 全 体 計 画 ( m <sup>3</sup> / 日 )	500	100	400	600	2,700	500
処理能力 現 況 ( m <sup>3</sup> / 日 )	700	300	600	930	2,925	700

(2) 公害対策（脱臭施設）

名称区分	中部下水処理場	南部下水処理場	三重下水処理場	東部下水処理場	西部下水処理場
内容	湿式吸着方式 (薬液洗浄)	生物脱臭法	湿式吸着方式 (薬液洗浄)	同左	生物脱臭法 湿式吸着方式 (薬液洗浄) 活性炭
設置年度	S 52・54	H22	S 58	S 63	H27・28

※このほか、防臭のため施設に覆蓋を施している。

名称区分	神浦 浄化センター	高島 浄化センター	伊王島 浄化センター	脇岬 浄化センター	琴海南部 浄化センター	大平 浄化センター
内容	立形上向流吸着式 (直置上積方式)	同左	同左	土壤脱臭法	同左	同左
設置年度	H14	H12	H11	H20	H16	H21

(3) 脱水ケーキ処理

ア 処分方法 民間の産業廃棄物処理業者へ委託し、コンポスト化又は焼却後有効利用

イ 1日平均脱水ケーキ発生量（固形燃料を含む）

約 79.6 t / 日（コンポスト 約 52.8 t 焼却 約 26.8 t）

ウ 1日平均濃縮汚泥発生量 約 0.5m<sup>3</sup>/日（他部局にて処分） 高島浄化センターのみ

# 集落排水処理施設

## 1 農業集落排水事業

農業用排水の水質保全と農業集落の生活環境の向上を図るための事業

地 区 名	太田尾地区	野母崎地区	琴海地区
計 画 人 口	650 人	2,400 人	6,350 人
処 理 施 設	1 箇所	1 箇所	3 箇所
管 路 延 長	6,261m	23,344m	47,978m
中 繼 ポ ン プ	2 箇所	33 箇所	66 箇所

## 2 漁業集落排水事業

漁港及び漁場の水域環境と漁業集落の生活環境の向上を図るための事業

地 区 名 (処理区)	高島地区 (南風泊)	野母崎地区 (野々串)	野母崎地区 (野母)	野母崎地区 (権島)
計 画 人 口	849 人	290 人	4,630 人	1,200 人
処 理 施 設	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
管 路 延 長	8,400m	4,556m	23,586m	5,126m
中 繼 ポ ン プ	1 箇所	1 箇所	10 箇所	9 箇所